

平成30年第1回平群町議会

定例会会議録（第5号）

招 集 年 月 日	平成30年3月20日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	3月20日午後1時5分宣告（第5日）	
出 席 議 員	1 番 山 本 隆 史 3 番 井 戸 太 郎 5 番 稲 月 敏 子 7 番 山 口 昌 亮 9 番 高 幣 幸 生 1 1 番 下 中 一 郎	2 番 城 内 敏 之 4 番 森 田 勝 6 番 植 田 い ず み 8 番 山 田 仁 樹 1 0 番 窪 和 子 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 会 計 管 理 者 政 策 推 進 課 長 総 務 防 災 課 長 税 務 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 課 長 観 光 産 業 課 長 都 市 建 設 課 長 教 育 委 員 会 総 務 課 長 上 下 水 道 課 長 都 市 建 設 課 参 事 教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	岩 崎 万 勉 中 島 伊 三 郎 岡 弘 明 橋 本 雅 至 大 浦 孝 夫 瓜 生 浩 章 山 口 繁 雄 中 村 九 啓 辰 巳 育 弘 今 田 良 弘 西 岡 勝 三 寺 口 嘉 彦 松 村 嘉 容 島 野 千 洋 大 辻 孝 司 巳 波 規 秀
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 主 幹 書 記	上 田 昌 弘 高 橋 恭 世 和 田 里 絵
町 長 提 出 議 案 の 題 目	第 1 号 に 同 じ	
議 員 提 出 議 案 の 題 目	第 1 号 に 同 じ	

<p>議員提出議案 の 題 目</p>	<p>発議第2号 洪水回避等を目的とした流量確保のための 中小河川の河道掘削の予算の確保を求める 意見書（案）</p> <p>発議第3号 県立高校再編成に関する意見書（案）</p> <p>発議第4号 国民健康保険事業納付金については事業実 績にもとづいて翌年度に精算することを求 める意見書（案）</p>
<p>議事日程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>

平成30年第1回(3月)

平群町議会定例会議事日程(第5号)

平成30年3月20日(火)

午後1時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第1号 | 平群町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について
(文教厚生委員長報告) |
| 日程第2 | 発議第1号 | 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
(文教厚生委員長報告) |
| 日程第3 | 議案第3号 | 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
(文教厚生委員長報告) |
| 日程第4 | 議案第5号 | 平群町介護保険条例の一部を改正する条例について
(文教厚生委員長報告) |
| 日程第5 | 議案第14号 | 平成30年度平群町一般会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第6 | 議案第15号 | 平成30年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第7 | 議案第16号 | 平成30年度平群町国民健康保険特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第8 | 議案第17号 | 平成30年度平群町水道事業会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第9 | 議案第18号 | 平成30年度平群町下水道事業会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第10 | 議案第19号 | 平成30年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第11 | 議案第20号 | 平成30年度平群町学校給食費特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第12 | 議案第21号 | 平成30年度平群町介護保険特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第13 | 議案第22号 | 平成30年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |
| 日程第14 | 議案第23号 | 平成30年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について
(予算審査特別委員長報告) |

- 日程第 1 5 発議第 2 号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の
河道掘削の予算の確保を求める意見書（案）
- 日程第 1 6 発議第 3 号 県立高校再編成に関する意見書（案）
- 日程第 1 7 発議第 4 号 国民健康保険事業納付金については事業実績にもとづ
いて翌年度に精算することを求める意見書（案）
- 日程第 1 8 委員会の閉会中の継続調査の件

再 開 (午後 1時05分)

○議 長

皆さん、こんにちは。

再開する前に、初日に副町長の選任に同意をいただきました西脇洋貴様が御挨拶にまいっておられますので、御挨拶を頂戴いたしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○副町長 (西脇洋貴)

議長のお許しを得まして、一言御挨拶をさせていただきます。

この度、私の副町長の選任に当たりまして議員皆様方の御同意をいただき、まことにありがとうございました。いま副町長の職責を考えますと、その責任の重さに身が引き締まる思いでございます。

私は、平群町役場に39年間奉職してまいりました。この間、さまざまな業務に携わってまいりました。この長きに渡り培ってまいりました行政経験を生かし、平群町のために誠心誠意頑張ってまいる所存でございます。

どうか議員皆様方の御指導御鞭撻、よろしく願いいたします。

選任に当たりましての御礼の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○議 長

ありがとうございました。

続きまして、初日に固定資産評価審査委員会委員の選任にいただきました大西晃様が御挨拶に参っておられますので、御挨拶を頂戴いたしたいと思います。よろしく願いいたします。

○固定資産評価審査委員 (大西 晃)

皆様、こんにちは。

私、大西と申します。平群のいわゆる固定資産評価審査委員会の委員をもう15～16年務めたわけございまして、今回もまた委員ということのをせよと選任されまして、皆様方、よろしくお願いを申し上げます。

固定資産税といいますものは、各市町村の多大なる財源の1つとなっております。そして、これの課税につきましても、国税すなわち所得税、そして相続税等は申告納税制度と申しまして、納税者が、自身が自分のもうけはこれだけでした、相続財産はこれだけありましたということで、それで課税価格を算出し、そして税率をかけて税額を算出、そして納付というのが制度となっております。この固定資産税につきましても地方税の多くは賦課課税と申しまして、課税価格はあなたのところはこれだけですと、だからこれだけお支払いくださいと、納付書及びその納付書の明細を送ってこられるわけでございます。

そこにおいて、課税局と納税者の間に、非常にちょっと摩擦が起こる場合があるわけです。その摩擦を解決するのが、この固定資産評価審査委員会の役目でございます。この町民の皆様方のどちらにもつくわけじゃなくて、中立な立場で課税価格の審査すなわち固定資産の課税価格の審査をさせていただくわけでございます。

ですから、私ども3人の固定資産評価審査委員がいてるわけでございますが、皆、合議のもとで非常に、いわゆる地方税、そしてまたそのいろいろな社会常識から考えまして妥当なる価格を算出する、そして納得していただくということを頭に置きまして、つつがなく業務を遂行していきたいと存じます。

皆様方、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

それでは、御挨拶はこの辺で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長

ありがとうございました。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成30年平群町議会第1回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりです。日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 議案第1号 平群町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について

日程第2 発議第1号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第3号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第5号 平群町介護保険条例の一部を改正する条例について
以上4件を議題といたします。

4件については、文教厚生委員会に付託しておりますので、文教厚生委員会委員長の報告を求めます。井戸文教厚生委員会委員長。

○文教厚生委員長（井戸太郎）

では、報告させていただきます。

去る3月2日に開催されました平群町議会第1回定例会の本会議において文教厚生委員会に付託を受けた議案第1号 平群町指定居宅介護支援等の事業の

人員及び運営の基準等に関する条例の制定について、発議第1号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第3号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第5号 平群町介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第5号 平群町介護保険条例の一部を改正する条例に対する修正案について、3月6日に当委員会を開催して審査しました。その審査内容と審査結果を御報告します。

議案第1号 平群町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について

この条例は、介護保険法の改正により居宅介護支援事業者の指定権限等が県から町に委譲されることにより、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定めるものです。

主な質疑では、居宅介護支援事業者の指定が奈良県から平群町に委譲されるが、それにより何が変わるのかについてただされ、特に変わることはないとの答弁がありました。平群町内での条例の対象となる事業者数をただされ、2月1日現在11事業所が対象であるとの答弁がありました。条例対象事業者の認識度合いについてただされ、かなり前から国が進めており、対象となる事業所も認識していると考えている。ただ、介護支援専門員に関しては、管理者に主任介護支援専門員を置かなければならないので、経過措置があるにせよ、33年4月以降は、主任介護支援専門員がいないと運営することができない。このことに関しては、今後指定権限が町なので、しっかりと説明していきたいとの答弁がありました。

討論なく、全員異義なく、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

発議第1号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

この条例は、平群町の保険料率は昨年度比1.6倍引き上げたまま維持しているため、県内でも飛び抜けて高い。加入者、住民負担を軽減するため、奈良県が示した36年度統一料率に合わせ、保険料率を変更するものです。

主な質疑では、平成30年度県の算定した納付額を基に平群町の標準保険料率を県が示しているが、県の標準料率と現在の平群町の料率の比較について提出者にただされ、県は被保険者5,099人とし、納付額を約6億2,471万円とした。29年度平群町は被保険者5,000人であり、5億8,447万円になる。4,000万円ほど差が出る。さらに、30年度平群町は4,950人として予算を組んでおり、その場合、5億1,432万円となる。約7,000万円の差が出るとの答弁がありました。

県への納付額について、県の積算は、現実の30年度平群町の被保険者と71名もの差があるが、県はこの平群町の実数に合わせてくれるのかについてた

だされ、県はもともと27年4月から29年10月で5,319人として積算。町がお願いに上がり、29年10月末での確定値5,099人での積算に合わせていただいた。しかし、30年度1月末確定人数5,028人に合わせるの
は難しいと聞いているとの答弁がありました。

被保険者推移を見ると、急激な落ち込みがあるが、この運営方式で6年間続けるのかについてただされ、県が方針を定めることになっており、その県の方針では、納付金の精算も含め3年に1度見直すことになっているとの答弁がありました。

県への納付金が不足した場合の一般財源からの繰り入れについてただされ、県の方針では一般財源の繰り入れは認めず、赤字になれば増税して補うこととなるとの答弁がありました。

提出者が改正料率を36年度の県の統一料率に設定した根拠と、そのことで赤字になった場合の打開策について提出者にただされ、35年度までは市町村の裁量に任されており、県の方針もまだ決まっていない。それを前提での話になるが、県の統一料率と現行の料率との差の4,000万については、赤字の可能性もある。しかし、予備費500万円と29年度の精算金3,400万円は不透明で、計4,000万円近くになる。今高過ぎるのだから、少し下げて様子を見るべきとの答弁がありました。

国保財政及び基金について提出者にただされ、自治体の財政は単年度主義で、基本的には基金は必要ではないとの答弁がありました。

討論では、赤字になれば値上げしなければならない。安定した国保へ持っていくべきなので、反対する。県の算定した基準の納付金を支払わなければならない。国保税を下げることで基金を取り崩しては、激変緩和に対応できない。3年後の運営見直しまでは現状維持すべきなので、反対する。29年度の国保税引き上げはあまりにもひどい。30年度もこのままいけば、住民生活がもたなくなる。少しでも引き下げて推移を見ていくべきなので、賛成する。高い保険料が理由で、平群町を出ていきたいと考える人がいる。平群町の保険料率は高い。県の統一化の際の料率に合わせるべきで、賛成するとの討論がありました。

採決の結果、発議第1号は、挙手少数で、否決すべきものと決定しました。

議案第3号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

この条例は、奈良県国民健康保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例が制定されたことに伴い、条例の規定整備を行うものです。

全員異義なく、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第5号 平群町介護保険条例の一部を改正する条例について

この条例は、保険料率を改定すること及び介護保険法の改正に伴い必要な改正を行うものです。

この条例改正に対して、本会議で修正案が提出されました。その内容は、保険料率の改定に関して、議案第5号と異なる保険料率を提案したものです。

主な質疑では、決算見込みで第6期の基金が約3億2,300万円たまる理由についてただされ、計画よりもサービス利用者が少なかったという答弁がありました。

基金のうち町の提案の1億5,000万円を取り崩すと1億7,300万円が残るが、これはどうするかただされ、7期、最終年度の基金残高は1億5,000万円から1億7,000万円ほどで、基金は8期に活用していくとの答弁がありました。

基金に関しての考えを提出者にただされ、国の方針では、3年ごとに毎回見直しをするようになっている。国は激変緩和についてもいろいろな方策を取っている。それを見ずに6年後の話をするのはいかなものかとの答弁がありました。第7期の3年で、基金残高の半分の1億5,000万円を取り崩す予算に関し、年度別の詳細についてただされ、年度別の詳細は、今の時点ではわからないとの答弁がありました。

提出者提案である2億5,000万円の基金取り崩しの場合、7期終了時の基金残高について、提出者にただされ、過去の例を見てわかるとおり、計画どおりいかない。計画を出す場合、平均より高めに給付を設定している。ここ何期も計画では赤字になっていても、3年トータルで赤字になったことは一度もない。計画どおりにはならない。新年度は赤字にならないし、3年間トータルで基本、基金はふえるだろうとの答弁がありました。

討論では、平群町の高齢化は避けられず、第7期のサービス利用料が増加傾向に振れることが予想されるので、原案に賛成する。介護運営協議会の委員長は、原案のほうに近い。運営協議会の委員の立場としては、原案に賛成したい。このように、修正案に反対し、原案に賛成する旨の答弁がありました。

一方、6期で、基金3億2,300万円たまってきた。住民生活を守っていくために、少しでも還元していくべきである。介護保険の見直しは3年に1回しかできないから、修正案に賛成する。基本的には、たまったものは次で返すべき。9期で上がるから8期で活用するという考え方は間違っているので、修正案に賛成する。このように、修正案に賛成し、原案に反対する旨の答弁がありました。

採決の結果、修正案について挙手少数で、否決すべきものと決定し、原案に

については挙手多数で、可決すべきものと決定しました。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査内容と結果であります。よって、文教厚生委員会委員長報告といたします。

平成30年3月20日
文教厚生委員会
委員長 井戸 太郎

○議長

ありがとうございました。

これより、議案第1号 平群町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を集結いたします。
これより議案第1号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 平群町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、発議第1号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより発議第1号の委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。山本君。

○1番

発議第1号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対の立場で討論いたします。

今回の発議は、保険料率の改正を求められたもので、加入者の負担減として基金がある状況であれば、一定理解できますが、しかし、基金のない平群町は、県が算定した納付金に準じて支払わなければなりません。過去の経緯から見て、国保税を下げることで基金を取り崩してしまい、激変緩和に対応できなくなり、被保険者の生活に不安定な要素を与えることになってしまったことは、反省しなければなりませんし、繰り返してはなりません。広域化まで6年を掛けて国保財政を調整していくわけですが、せめて3年後の県の運営の見直しが入るまでは、現状維持で運営すべきと考えます。

以上です。

○議長

よって反対ですね。

○1番

反対、はい。

○議長

植田君。

○6番

私は、今回の国民健康保険税の一部改正、引き下げ発議になりますが、これについては、議員発議の見直しについては、賛成の立場で討論をいたします。

29年度の平群町の国保税、あまりにも高過ぎる1.6倍もの引き上げ。多くの住民の方から、29年度は何とか払っても、こんな高い支払いを続けることはできない、なんとかしてほしいという声が町民の中でも渦巻いております。

今回の議員提出議案については、この本当に高過ぎる国保税で、言うたら大変な思いをされている被保険者の方々の思いに少しでも私は応えるものだと考えております。

また、29年度の大幅に引き上げられた国保税、このとき、町の説明は、2

9年度大きく引き上げても、29年度の決算はトントンであると。それまでの2億5,000万の赤字はそのまま残ると。こういうことをおっしゃって大幅な引き上げをしたわけです。しかしながら、この29年度の現在での決算見込みを見てみますと、これまでの2億5,000万円残ると言われていた赤字、累積赤字が、2億3,500万円までなくなるという、いわば大きな乖離を生じるような決算見込みが示されているところであります。

そういう意味では、30年度から新しい制度がスタートするわけですし、今の県下でもトップレベルの高い国保税、これを少しでも引き下げて、そして、国保会計の推移を見極めていこうという、こういう提出者の主張しているものは、私はもっともなことだと考えます。

そういう意味から、この議案に関しては、良識ある平群町議会の姿を住民の皆さんに示す機会でもあると考え、本条例、改正案に対しては、賛成をいたしたいを思います。

○議 長

ほかございませんか。窪君。

○10番

発議第1号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対の立場で討論いたします。

平成30年度より国民健康保険制度は県単位化に変わり、平成35年度までの6年間は県への納付金額が決定をされ、それを基準に各市町村が料率を定め、平成36年度からは県内統一保険料となることは、承知のとおりであります。

今回の発議は、保険料率の改定を求めたものでありますが、まず、平成29年度の国保決算見込みはいまだ1,400万円の累積赤字が残る予測で、収支バランスは予断が許さず、剰余金も期待ができず、基金もゼロという厳しい現状であります。

平群町は、30年度に県単位化で県が算定した納付金6億1,459万円を支払わねばなりません。今後、保険者数の減、所得や収納率の低下があれば、県への納付額が確保できなくなる恐れが出てくるため、未確定な財源を基にした減税への改正案であると考えます。

そのような現状の下、今回減税して、さらに国保財政が赤字になった場合、国保の基金があれば補填ができますが、平群町は基金がゼロであります。さらに、繰り上げ充用や、一般会計からの繰り入れも認められなくなるので、県基金から借り入れし、次年度以降に保険税をまた被保険者に増税して、県に償還しなければなりません。これまでは、基金を取り崩して国保税を引き下げること、かえってより大きな負担を被保険者の皆様にお願ひした経験を二度と繰

り返すことは許されません。

今後、県は、被保険者数について毎年見直し、運営方針は3年ごとに見直しを行います。その時期に合わせて平群町の国保税の見直しについても再度検討すべきと考え、この発議には反対討論をいたします。

○議長

ほかございませんか。山口君。

○7番

発議者ですけれども、討論に参加します。

いろいろ言われているんですけれども、ちょっとそもそも論も見ていただきたいというふうに思うんです。

平成20年から今の事業が始まって、今年度で終わって、新年度からは新しい制度ということになるんですけれども、引き下げ云々いろいろおっしゃいますけれども、もともと平成20年度に上げる必要のない国保税の引き上げをして、それで基金がたまつたと。19年度は実質収支赤字でしたから。そういう流れの中で引き下げが行われて、町長が4年連続引き下げの議案を提出され、それが全会一致で可決し、ただ、思っていた以上に前期高齢者交付金の支払いの遅れというか、今年度は非常にたくさんあったわけなんですけれども、本来昨年、一昨年に入っていなければならないものが、2年前の精算を2年後にするというようなことがあるもんですから、そういう流れの中で一定、町の思惑と、思惑以外の事態が起こった。こういう流れがあったわけです。

ただ、一方で、国民健康保険ってじゃあ誰のための制度なんだと。当然組合健保や政府管掌、今は協会けんぽになってますけれども、協会けんぽなどに入れない人たち、要するに自営業の人や農家の人や、また、企業で働いていても企業が社会保険に加入していない、そういう人たちが入るわけですから、当然財政的に大変になるのは当たり前です。その被保険者のための保険、それを昨年度の値上げのときのことを考えていただきたい。住民の皆さんに何と言って1.6倍もの値上げをしたか。先ほど植田議員も言いましたけれども、値上げをしても2億5,000万の赤字が平成29年度末の決算終わったらそのまま残ると。上げて、29年度1年間だけ収支がトントンになると言って、1.6倍の値上げをしたわけじゃないですか。でも、実際は、今の見込みでは1,500万円の赤字で済むと。2億3,500万円もいよいよ乖離があったわけですよ。

その反省を当局のほうは一切なしに、県からの納付金がこれだけだから、そして、県は平群町の人数が実際5,000人ちょっとしかなくてのにそれ以上の人数で計算した納付金を払えと言ってきていると。この金額は一切変え

ないんだから、今の料率だったらちょうどよかったから、それでそのままいくんですという理由でしょう。そんなことは、それは、保険会計を預かっている人たちの言い分であって、加入者の立場から見れば、よくそんな自分たちに都合のいいことが言えるなというような話なんですよ。そういう立場から、今回この発議が出ているわけです。そこをしっかりと、やっぱり私は議員の皆さんには考えていただきたい。

このことを強く申し上げて、この議案については平群町の国保加入者の皆さんの立場に立つならば、そんな大した引き下げじゃないんです、全体で4,000万程度だと思えますけれども、立場に立つならば、ぜひ賛成いただくことをお願いしたい。また、私は当然賛成させていただきます。

以上です。

○議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら討論を終結いたします。

これより山口君ほか2名から提出された発議第1号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。本案について原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手少数であります。よって、発議第1号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については否決されました。

続きまして、議案第3号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。これより議案第3号の委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら討論を終結いたします。

これより議案第3号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第3号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号 平群町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより議案第5号の委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。山本君。

○1番

議案第5号 平群町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案に賛成、修正案に対して反対の討論をいたします。

本案、修正案とも、ともに基金を取り崩し、第7期の保険料を算定したことは同じであります。本案は、1億5,000万円の取り崩しに対し、修正案は2億5,000万円の取り崩しであります。

今後の平群町の高齢化は、避けられない課題であり、第7期のサービス利用料が増加傾向に振れることも予測されますので、原案に賛成、修正案に反対といたします。

○議 長

ほかございませんか。稲月君。

○5 番

私は、本条例改正案については、修正案に賛成をし、原案に反対をするという立場で討論をいたします。

理由としては、3年前の介護計画で決めた保険料、これを3年間被保険者から徴収をしまっていました。その結果、3億2,300万円が余ってきた。それが基金にためられたということです。介護保険事業の利用料を除いた財政内訳、これは国や県、町の行政が負担をする分と、2号被保険者が負担をする分、そして、1号被保険者が負担をする保険料、これらの負担割合が決まっております。保険料以外は、毎年、翌年度に精算をしていく。

そして、基金として余ってきた分は、1号被保険者が保険料として負担をしてきた分です。だから、他の負担と同じように、精算をしていくのが本来の姿でございます。少なくとも3年に1度の見直し、この場で精算をするのが当然であります。

例えば、これが逆の場合、足りなくなったとした場合、赤字になるということですがけれども、そうなった場合は、その赤字分を次の3年間の保険料に上乗せをしていくという、こんなふうになるわけです。

以上のことから、少なくとも3億2,300万円のたまった基金のうち、せめて2億5,000万円を取り崩して、保険料の軽減に充てるというこの今回の修正案のほうが妥当であり、今の被保険者の方々の生活、そして高額払われてこれだけ余ってきているという、そういった被保険者の気持ちにしっかり寄り添っていくものではないでしょうか。

そういう理由から、修正案には賛成をし、原案には反対をいたします。

○議 長

ほかございませんか。窪君。

○10番

議案第5号 平群町介護保険条例の一部を改正する条例について原案に賛成、修正案には反対の立場での討論をいたします。

平成30年度からスタートする第7期介護保険事業計画で見込まれる介護保険の受給者数や介護サービス料に基づき保険料を改定するものでありますが、原案も修正案もともに基金を取り崩すものであり、原案は平成29年度末、基金約3億円のうち第7期の保険料を抑えるため、1億5,000万円の基金を取り崩し、残りの1億5,000万円は8期で活用するというものであります。修正案は、第7期で2億5,000万円の基金を取り崩すというもので、予測

として、これまで赤字になったことはなく、基金はふえているので、今後は心配ないとの説明でありました。

しかし、現実には、今後2025年に団塊の世代の皆様が後期高齢者になる超高齢社会を迎え、誰人も予測不能であり、第7期のサービス利用料の増加は避けられません。今後の高齢化に伴い、将来を見据え、安心して介護を受けられるため、一定の基金を持つ必要があると考え、原案には賛成、修正案には反対討論といたします。

○議 長

ほかございませんか。山口君。

○7 番

この問題についても、第6期の給付総額の計画と実績の差が幾らあったんですか。全体、計画を100とすれば83%。これまで第6期までやってきて、こんなの初めてでしょ。こういう初めて、それと平群町の場合、この間国の介護制度がいろいろ変わる中で保険料を下げた時期も、第3期も下げてますし、2回ほどあったと思うんです。金額は分かりません。今回も若干下がります。それはなぜかと言えば、前回上げ過ぎたからでしょ。だって、第6期に比べて第7期の計画、給付費総額3年間、7期のほうがちょっと高くなってるだけですよ、計画は。ただ、実績は、6期の場合、さっきも言いましたように、全体の2割近くも少なくなってますから。その分を、さっき稲月議員も言いましたように、3年間保険料を多く取った分がこれだけたまってののに、その半分も払った人たちに返さない。この姿勢のほうがどうかしている。

それと、これまでは、毎回私は基金を残すことにあんまり賛成ではないですけども、これまで第4期も5期も6期も、その計画の度に残すのは5,000万円だけでした。

当時は基金が1億数千万円。1億5,000万円以内でしたけれども、そのうちで5,000万円残すという計画でした。それでも基金がこの2期、3期、ふえていっているんです。そういうことを考えれば、1億7,300万円も残す計画をはじめから立てるっていうのは、これは被保険者に対する町の、何ていうんですかね、本当に失礼なやり方だというふうに思いますよ。そういう意味からも修正案を提出しているわけですから。ここでもやっぱり議員それぞれが、まともな感覚で、被保険者の立場で私は賛否を判断すべきだというふうに思いますんで、この議案に対してはそういう意味から修正案に賛成、本案に反対いたします。

○議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら討論を終結いたします。

これより議案第5号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案については修正案が提出されております。まず本案に対する山口君ほか2名から提出された修正案について採決します。

それでは、本修正案に賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手少数です。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決します。

お諮りします。原案に賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数です。よって、議案第5号 平群町介護保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きまして、

日程第5 議案第14号 平成30年度平群町一般会計予算について

日程第6 議案第15号 平成30年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第7 議案第16号 平成30年度平群町国民健康保険特別会計予算について

日程第8 議案第17号 平成30年度平群町水道事業会計予算について

日程第9 議案第18号 平成30年度平群町下水道事業会計予算について

日程第10 議案第19号 平成30年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について

日程第11 議案第20号 平成30年度平群町学校給食費特別会計予算に

ついて

日程第 1 2 議案第 2 1 号 平成 3 0 年度平群町介護保険特別会計予算について

日程第 1 3 議案第 2 2 号 平成 3 0 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について

日程第 1 4 議案第 2 3 号 平成 3 0 年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について

以上 1 0 件は、会議規則第 3 7 条の規定により一括議題といたします。

本案 1 0 件については、予算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長に報告を求めます。山本予算審査特別委員会委員長。

○予算審査特別委員長（山本隆史）

それでは報告させていただきます。

去る 3 月 2 日、平群町議会第 1 回定例会の本会議において当委員会に付託を受けた平成 3 0 年度一般会計及び特別会計予算 1 0 議案に対する審査の結果を御報告申し上げます。

予算審査については、3 月 7 日に一般会計の審査を、3 月 8 日に各特別会計、各事業会計の審査を行いました。

（1）議案第 1 4 号 平成 3 0 年度平群町一般会計予算について

平成 3 0 年度一般会計予算の総額は、8 5 億 1, 0 0 0 万円で、前年度と比較して 1 7 億 7, 0 0 0 万円の増額となっております。

本案の審議は、まず歳出全般について行い、その後、各款ごとに区切って行った後、歳入全般について行いました。その主な審議内容について、順次報告申し上げます。

歳出全般では、公用車総台数 6 0 台を順次リースに全て置き換える考えか、費用的にはどの程度の削減を見込んでいるかただされ、今はできるだけリースの方向にしたいが、リースできない特別な車もあるので、検討しなければならないと思っている。費用面では、リースにすれば、1 0 年間で 1 台当たり 1 8 万 3, 0 0 0 円となり、約 2 0 万円程度の削減できるとの答弁がありました。

今年度は秋に文化祭と収穫祭が同時開催されたが、文化と産業が一緒ではなく、見極めて、1 週間、2 週間ずらす従来のほうがよいと思うが、新年度ではどのように考えているのかただされ、今年度は国文祭のイベントとして一体的に取り組んできたが、次年度は文化祭、収穫祭を別々の日程で、期日をずらして実施する計画であるとの答弁がありました。

基本的には、1 課 1 イベントとして進めていくという理解でよいのかただされ、今の時点では基本的には 1 課 1 イベントを踏襲しながら考えていきたいと

の答弁がありました。

土地借上料に係る行政財産の買収についてただされ、予算状況を見ながら取得できるものは取得し、用途をしっかりと見極めて、区分を付けて整理をしているのが本意であるので、予算の状況にめどを立てながら対応したいとの答弁がありました。

総務費。

東山駅のバリアフリー化の事業内容についてただされ、概要は、内側に点字ブロックの設置、多目的トイレの新設、券売機の改良、誘導チャイムの設置等で、2番線西側はエスカレーター、エレベーター、階段となり、1番線東側は、今のエスカレーターの撤去をし、エレベーターと階段のバリアフリーで対応したいとの答弁がありました。

文書広報費の印刷製本費で一定金額を増額しているが、この増額した理由についてただされ、広報費は昨年比べて約45万3,000円の増額、今年度も2回表紙をカラーにした。カラーを2回から3回に増やしたことと、20ページから22ページに増やして、多くの情報を見やすくするために増額したとの答弁がありました。

防犯カメラの設置予定についてただされ、現時点では、団体からの要望箇所はないが、町が主導的に幹線のところに設置を目指して、地元交渉に行きたいとの答弁がありました。

町有施設に設置している飲料用自販機の事業者との共同による防犯カメラの設置はどのように進んでいるのかただされ、今年度末に3カ所設置する予定をしているとの答弁がありました。

今年度末に3カ所設置予定の場所と、今後はもっと拡大していくのかただされ、今年度については、設置場所は本庁の前、あすのすへぐりの交差点付近、プリズムへぐりの3カ所で、今後については町有施設の中に設置する自販機についても、売り上げ等必要な部分があるので、協議して広げていきたいとの答弁がありました。

防災行政無線で2億8,000万円を計上しているが、完成までのスケジュールをただされ、町防災行政無線とデジタル化事業のスケジュールは、4月から6月頃にプロポーザル方式による入札を行い、30年度末の完成を目指していきたいとの答弁がありました。

27年度からペイジーコンビニ収納を導入して3年が経過したが、徴収状況と利用状況についてただされ、導入前の27年1月末と30年1月末の徴収率で比較すると、個人町県民税で0.7%の増、固定資産税で1.1%の増、軽自動車税で1.5%の増になり、町税全体としては1.4%の増加となった。

また、コンビニ納付の件数では、29年1月末と30年1月末を比較すると、29年1月末では6,004件、30年1月末では6,122件。118件、2.0%の増加となった。この増加の要因は、ペイジーコンビニ納付のチャンネルを拡大したことにより、納付方法の利便性向上が浸透してきているものと考えているとの答弁がありました。

定住促進奨励金制度を町としてはどのように分析しているのか、その制度の周知をどのようにしているのかただされ、今年度では、3年を迎えて年代的にも20代から40代の方も定住していることや、住宅開発があった緑ヶ丘・菊美台に新築を求めてこられていると考えている。

周知は重要で、福祉課と政策推進課の職員が、子育てのパンフレットと定住化のパンフレットを県内の主に12カ所、住宅展示場や香芝・生駒等の不動産業者に置いていただいております、今後も引き続き営業活動に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

民生費。

福祉三室園の負担金について、特別養護老人ホームに幾ら流れているのか、また、この負担金を出す目的についてただされ、この分担金は、広域7町で分担金として支出して、7町で運営している分担金であり、特養部分にも流れているとの答弁がありました。

扶助費の子ども医療費6,293万2,000円を計上しているが、子ども医療費の窓口無料化、現物給付方式へ償還払いから変わることで、システム改修費が入っているのかただされ、福祉医療費の電算委託料の中で、30年度予算として元号が改元される分と連携して、高額医療費のシステム改修も合わせて216万1,000円計上しているとの答弁がありました。

本年プリズム開設20周年となるが、どのような内容で20周年を考えているのかただされ、来年の健康フェスタの日に合わせて20周年の式典を行い、例年の拡大版で、今年は全館的な催しとして開催したいとの答弁がありました。

扶助費の児童手当で、昨年度に比べて1,800万円減っているが、子どもの数が減っているという認識でいいのかただされ、29年度と30年度の予算で比較すると、支給人数の比較では約100名程度減という積算になるとの答弁がありました。

子育て支援センター費で、今支援センターは月曜日から土曜日まで開館になっているが、せめて2週間に1回くらいは日曜日も開けられる体制を取ることが、子育て支援の一環をこれまで以上に充実する方策として進める考えはないのかただされ、今のところ実態として把握していないので、実態をまず把握していきたいとの答弁がありました。

子育て支援センターの件で、不登校対策について大きな効果を出しているというが、把握している状況と、これまでの取り組みについてただされ、利用者数は増えている実態もあり、非常に有効に活用されている事業であると認識しているとの答弁がありました。

学童保育の定員及び入所の状況について、定員をオーバーした申請数の場合はどのような対応をしているのかただされ、定員を超えた場合にあっては、まずは基準としては低学年を優先し、待機を出さないよう、定員の120%を目安に、学童の指導員とも相談しながら、学童が安全に保育できるよう受け入れをしているとの答弁がありました。

職員の配置基準で、子どもの数に対して年齢別の配置基準が変更されたのかただされ、配置基準は従来の配置基準どおりの保育教諭の配置であるとの答弁がありました。

学童保育運営費で、学童保育中にどのような指導で保育をしているのかただされ、学童保育の運営の基本は、児童を安全に保育することであり、小学校1年生から6年生まで異年齢の子どもを預かるため、子どもに指導しながら宿題やボール遊び、屋外の活動、安全に保育することを基本に、可能な範囲で教育委員会から指導員に対し指導をしているとの答弁がありました。

北学童保育所のスペース的なものも含めてどのように考えているのかただされ、保育スペースの拡大は、大きな工事等を伴うので、慎重にならざるを得ない。まず学校施設であるので、区分変更など必要な手続きがある。限られた範囲内で工夫し、保育スペース拡大が可能かどうかも含めて検討、協議を行っているとの答弁がありました。

衛生費。

産前産後ケア事業の内容についてただされ、産前産後サポート事業は、妊娠届を出された妊婦に対してきめ細やかな制度の説明、体調管理などを行って、続く出産のため、育児に対する保育センター等でのかかわりを密にしていくことで、全妊婦に対してのきめ細やかな事業であるとの答弁がありました。

一般不妊不育治療について、これまで不妊治療に対する効果、実績、不育治療の助成に至った経緯をただされ、不妊治療の効果は6名で、現在までに申請が出ているものは、2月に1人出産され、5月にも出産予定である。また、不育治療を始めたきっかけは、昨年度から妊娠届の出た全妊婦に対して聞き取りを行い、また、面談をすることにより、不育で悩まれる方の状況を身近に感じており、実数では、昨年4月から2月の間の中で10%の方々が不育で流産され、新生児でお亡くなりになった現状もある。不育治療の助成に至った経緯は、子育て支援の一環で不妊不育治療の助成を行ってきたとの答弁がありました。

健康増進事業の委託料で、女性の特有のがん、子宮がん、乳がんの無料クーポンについて、がん検診の受診率向上のために個別検診の受診改善をすべきではないかただされ、クーポン事業は引き続き実施したい。乳がん検診では3検査機関、子宮がん検診では5検査機関と今契約の依頼をしているとの答弁がありました。

斎場のソフト使用料で予約制システムの取り入れについてただされ、当施設の性格上ミスによって利用者に御迷惑を掛けることは許されないので、予約システムを導入し、間違いのない施設運営をするという趣旨と、今までのシステムは何百万円もする高価なものであったが、今回クラウド利用により価格が大幅に下がったため、導入に踏み切ったとの答弁がありました。

清掃センターの老朽化問題で、町の方向性についてただされ、天理の広域化へは参加していないが、勉強会という形で広域化の検討も行っている。これまでに3回勉強会を開いて、4市町参加し、今後も勉強会を開いていく予定となっているとの答弁がありました。

有価物の集団回収助成金で、昨年と比べ200万円近く費用が減っているが、どういふ状況かただされ、26年度をピークに回収量が減ってきている状況であり、今年度も雑誌の分別方法を広報で啓発をしているが、進んでいないのが現状であるとの答弁がありました。

農林水産業費。

平群町のブランド品について、新年度に新しいものを認定する予定はあるかただされ、新しいブランド認定は、今現在ブランド認定の申請を受け付けており、新規では、道の駅で作っている古都華ジャムの申請をいただいているとの答弁がありました。

町単独土地改良補助金で、昨年度に比べて263万円増えているが、積算の根拠についてただされ、地元が管理している農業用施設の維持補修工事について、町が原則2分の1、上限50万円を補助している事業であり、昨年度との差は、今回の台風等で災害復旧事業には採択されがたい現場が数件あり、その分が増加しているものである。件数は通常の農業施設の維持管理分が7件、災害時に伴うものが5件分見込んでいるとの答弁がありました。

農林業振興費の日本型直接支払制度補助金で、877万1,000円の件数についてただされ、平群町内の9団体で実施していただいているとの答弁がありました。

ナラ枯れ対策事業の補助金で、椿井が伐採本数16本とあるが、個人での申請で上げられた伐採なのか、それとも登山道や観光道で伐採されたものが入っているのかただされ、補助申請としているのは個人等からによるもので、町職

員が直接伐採等を行ったものは補助事業ではないので、ここではカウントしないとの答弁がありました。

樺井城へ行くまでのところで木が倒れている場合は、町の事業としてできるのかただされ、通行に支障を来たし、危険な状態である場合は、緊急的に町で処理をしているとの答弁がありました。

国土調査費で、国調の最終年度は何年度と予定しているのか、また残っている場所についてただされ、現在の計画では37年度に事業管理を目指している。

また、残っている場所は、三里、上庄の一部、平等寺、下垣内、白石畑であるとの答弁がありました。

集落排水の接続に至っていない理由があると思うが、その理由をどのように理解しているのかただされ、接続に至っていない要因は、くみ取り式や、敷地面積が広いという中で、工事費の負担が大きいことが一番の要因かと思っている。また、高齢化世帯も増えていることも要因の1つであるとの答弁がありました。

商工費。

観光費の工事請負費で、整備工事が600万円下がっている要因と、30年度の内容についてただされ、当初大門ダム周辺ルートの周遊できる案内看板を14基見込んでいたが、県と調整を図る中で、29年度は8基の設置を予定している。30年度の予定は400万円で、全額補助対象外となり、内容は、案内板を付属しているものが1基と、矢羽タイプが2基、四角柱のタイプが2基と、2面角柱のものが1基予定しているとの答弁がありました。

土木費。

道路新設改良費の調査委託料で、川原路線の建物等補償調査業務500万円、建物等2棟分とあるが、川原路線の拡張はいつ頃をめどになるのか、スケジュールについてただされ、川原路線は補助事業で実施しており、できる限り早期に完了したい。まずは用地を確保し、一定めどが付いた時点でハード事業を進める計画であるとの答弁がありました。

公園管理費の公園管理委託料で、子どもたちの安全面から点検はしてほしいのに、今回の予算委計上されていないことについてただされ、点検は毎年実施して、毎年同じような遊具が同じ結果になることから、結果が出ている部分から対応し、点検も2年に1回実施すると判断して、修繕料として計上し、今回は点検料を外した予算立てであるとの答弁がありました。

公営住宅の空き家リフォームについて、今後の改修計画をどのように認識しているのかただされ、29年度くろもと団地で3戸改修中で、残り7戸は30年度に3戸の予定で、合計6戸改修済み。入居等必要な特定入居もあるので、

今1戸残しており、計7戸となり、今後募集して、入居者の要望に応じていきたいとの答弁がありました。

公営住宅の老朽化に伴い特定入居の対象となる入居者は何世帯あり、今後の対応についてただされ、現在把握しているのは27世帯が対象で、早急に対応できるように努めたいとの答弁がありました。

消防費。

平群町消防団員の定数は74名で、現在の消防団員は61名で、13名が欠員となっているが、消防団員の補充についての施策をただされ、毎年行っている広報の募集、町内のスーパーにポスターの掲示や、町消防団役員において団長、役員にできる限り声を掛けていただき、団員を増やすようお願いしているとの答弁がありました。

平群町消防団員の補充について、女性の方に団員として入ってもらおう考えがあるのかただされ、現状では、条例で女性消防団の分団があるわけではないので、もう少し検討し、今後進めていきたいとの答弁がありました。

消防費の消防水利上水道負担金で、消防水利弱点地域の消火栓の設置についてただされ、速やかに弱点地域の中で新たな消火栓を設置していきたいとの答弁がありました。

教育費。

平群町の就学援助の推移を見て、どのように分析しているのかただされ、就学援助は低所得者世帯に対して必要な援助を行うための大事な予算であるので、この動向は引き続き注視したいとの答弁がありました。

各学校のトイレの洋式化率で、南小学校だけが洋式化率は全く動いていないが、今後の南小学校のトイレの洋式化についてただされ、事業として優先順位を内部で検討した結果、補助要望を挙げる段には至らなかったが、今後南小学校の洋式化、特に特別支援、身体に不自由な方が在籍しているので、多目的トイレを中心に、国、県とも協議し、事業化に向けて進めていきたいとの答弁がありました。

読書活動推進計画策定の更新時期はいつになるのかただされ、5年を1つのめどに策定され、今年度がちょうど5年目に当たる。次の計画に向けて新しい計画を立てるのか、あるいは現計画をベースに新たな課題を示していくのか、その作業中であり、できるだけ早い段階で新しい計画に移行していきたいとの答弁がありました。

文化財保護費の委託料で、調査委託の内容についてただされ、町内の遺構発掘調査事業として椿井城跡の発掘調査を26年度から29年度まで調査区を設定して発掘調査を実施してきた。30年度は、同一の継続事業で、調査におい

て出土した遺物の整理と、発掘調査の報告書の作成を行い、業務委託料は、この出土遺物の実測や復元、またデジタルトレース、写真撮影、観察表の作成業務等の委託業務として計上しているとの答弁がありました。

スポーツセンターグラウンド北側トイレの洋式化についてただされ、今回の予算には計上していないが、今後利用者のニーズも踏まえて検討していきたいとの答弁がありました。

保健体育総務費の総合型スポーツクラブ（くまがしクラブ）について、今年から法人化されるということで、町はどのような方向で考えているのかただされ、くまがしクラブは29年11月に法人化され、一般社団法人になることは、町を介さずともtotoとの助成も受けることであるので、自立した形の事業展開を行うことになるとの答弁がありました。

以上が一般会計歳出全般の主な審議内容であります。

続いて、歳入の主な審議内容について御報告申し上げます。

入湯税の減少傾向についての要因をただされ、入湯税は、かんぼの宿へぐりのみの税収で、かんぼの宿へぐりは、30年3月から経営方針を大幅に変更されることにより、毎週火曜日に定休日を設けることで週2回の宿泊客の減少による減額を行っているとの答弁がありました。

土地売払収入で、予算積算5,000万円の内訳についてただされ、予算に計上しているものは遊休資産で、広く募る公売物件の3カ所を予定している。それ以外も、整理の上特定売買等が可能なものは整理するように努めたいとの答弁がありました。

ふるさと納税制度寄付金の当初予算が350万から422万に増額されているが、寄付金を増額させるための今後の取り組みについてただされ、寄付金の本来の趣旨に沿った形で平群町を応援していただき、団体に対する寄付へのPR等に努めていくことを考えているとの答弁がありました。

一時保育保護者負担金の利用実績についてただされ、29年度の利用見込み人数は3歳未満が1,958人、3歳以上が10人との答弁がありました。

雑入のこども園長時間保育負担金で、ゆめさとこども園で280万円、はなさとこども園で248万円計上されて、昨年度と比較して6倍以上になるが、住民に大きな負担となる状況を町として見直す意向はないのかただされ、適切な受益者負担を求めることで今回改正をしたので、子育てナンバーワンの町を目指して、安定的に、継続的に運営していくことで、改めて引き下げる改正は行わないとの答弁がありました。

以上のような審議の内容であります。

討論では、町が議会に示した今後の財政シミュレーションは、5年後の20

22年度末には5億円近い赤字になるとの予測となっている。新年度に148億円まで地方債が膨れ上がってくると、その公債費の返済が2019年度から10年以上11億円台が続くことになり、そうなれば、今以上に住民負担や行政サービスが切り下げられるのではないかと思う。切り下げるを得ない状況に突き進んではないかと思う。

新年度予算では、財政健全化の下に保育所の配置基準の見直しで3名が減少とのことで、保育の質が下がる状況になり、延長保育料、一時預かりの保育料が30年度の予算で大きく引き上げられた。負担増になった問題、コミバスの事業は縮小する状況の中で、これらの住民負担増、行政サービスの一部切り下げが、さらなる人口減少を生んでしまい、それがまた町税収入の減少などにもつながっていく。町財政を悪化させる悪循環につながりかねないと考えている。

それを回避するためには、新年度の予算から大きな負担になる文化センター・図書館の建設予算を外して、住民合意と財政的見通しを立てた上で建設を実行すべきだと思う。また、同時に、延長保育料と一時預かりの保育料の値上げを撤回し、子育て支援ナンバーワンという施策として、近隣自治体に先駆けていた子育て支援を実行すべきだと考えることから、平成30年度一般会計予算には反対するとの答弁がありました。

一方、新年度において、未確定財源を含んだ予算編成で、1日も早い脱却を目指してほしい。平群町のまちづくりとして第5次総合計画、また、総合戦略で人口ビジョン等をもとにされ、それに基づいた施策については、新年度予算も所要の予算が計上されていることがわかるので、評価する。今後大きな財政出動もあるが、住民生活に直結する部分については、安心して、安全に住めるまちづくりにする予算については、所要の予算が計上されているので、それを評価し、賛成するとの討論がありました。

また、少子高齢化や人口減少といった構造的な課題に対し、住民ニーズに応じた施策を実施するために、第2次行財政改革大綱が策定されたが、厳しい町財政状況の財源確保策として、第2次財政健全化計画の歳出に関する事項のうち、事業の整理・合理化では、コミバス運行の見直し、補助金の効果的執行では、社協補助金の見直し、人件費の抑制では、退職者が発生するが、職員の新規採用はしない。また、歳入の確保として、受益者負担の適正化では、事務手数料の徴収、町有資産の計画的な処分では、遊休財産は、可能な限り事業化に努めるが、普通財産の民間売却も積極的に行う等が計上された。

防災対策として、デジタル方式の新機種設置を計上された。

福祉医療事業については、子育て世代の支援として、高校卒業までの医療費の無料化を引き続き実施。

国土調査事業は、多目的に調査成果を活用できる目的、平群町槻原の一部地域を2年計画で地籍調査事業費を計上。

環境衛生事業については、生駒市との広域連携に伴い施設の相互利用により、効果的な尿処理を引き続き実施。

教育環境の整備については、中学校のトイレ改修工事の実施、南小学校への空調設備の設置に向けての実施設計等を計上。

平群駅西特定地域区画整理事業については、30年度末の事業完了を目標に、臨時職員賃金を計上。

(仮称)文化センター・図書館建設については、老朽化した人権交流センターならびに中央公民館、狭隘なあすのす平群等3施設が、安全で快適な複合施設として幅広い世代の方が集い、コミュニティー活動と知的支援の拠点として、平群駅周辺整備事業区域に本年度建設事業を着手、住民全体の福祉向上を念頭に置いた予算等が計上されている。

また、用地費で、町単独費が多くあり、厳しい予算編成であるが、地方債等の手法を考えて、負担の平準化を検討され、予算執行において厳しい町財政であり、住民の福祉の増進に努められ、最小の経費で最大の効果を挙げられるよう町長を軸に職員が一丸となって難局を乗り切っていただきますようお願いをして、賛成するとの討論がありました。

採決の結果、挙手多数により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(2) 議案第15号 平成30年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計
予算について

本年度は貸付償還に要する経費を計上しており、予算総額は1,281万1,000円となっております。

質疑では、今年度の決算見込みで、年度末の未償還額と償還額の減少要因についてただされ、単年度収支では約420万円の黒字、実質収支として約340万円の赤字になる見込みであり、主な要因としては、住宅新築資金等償還推進助成事業の制度を生かして、未償還額に係る国の補助金で約760万円の収入見込みによる影響と考えている。また、地方債の分については、29年度末の残高で1,490万7,121円となっており、今後の償還については、30年度は元利償還額で約570万円、31年度で約450万円の償還となる予定である。償還の減少要因としては、29年度の償還額約1,200万円であり、30年度の政府資金の起債は3本が29年度に完済となり、合計4本で、償還予定額も348万円となる見込みであるとの答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(3) 議案第16号 平成30年度平群町国民健康保険特別会計予算について

て

平成30年度から、制度改正による広域化により、県が国民健康保険財政の運営を担うこととなり、この広域化に対応する予算を計上しており、予算総額は24億8,630万円となっております。

質疑では、当初予算時の予測と現状の加入者の違い、また、新年度予算積算における加入者の見込みについてただされ、当初予算時は5,759人、賦課時点では5,250人、現時点（1月末）で5,028人、30年度の予算では4,950人の見込みで計算しているとの答弁がありました。

28年度収支が2億5,000万円の赤字予想であったが、結果1億1,400万円の赤字となり、今年度の実質単年度収支が約1億円の黒字の見込み。この1年で2億3,500万円もの乖離があるが、町はどのように考えているかただされ、昨年度の住民説明会では、2億5,000万円の税不足予測を説明し、単年度収支を赤字にしないことを前提に増税させていただいた。29年度は、黒字決算が見込め、赤字の減少はよいことであり、広域化にスムーズに移行できると考えているとの答弁がありました。

新制度において、県が算出した税率と現在の平群町の税率はかなりかけ離れていることについてただされ、県の料率設定は、県全体での医療給付額を見込み、公費等の歳入を差し引き、保険料必要額を算出している。その必要額を所得や人数等により各市町村に配分している。県の納付金には、保険事業や国等へ返還金などが含まれていないため、町との乖離が生じているとの答弁がありました。

加入者が1年間で800人近く減っているが、その要因についてただされ、29年度の増税により、社会保険より国保税が高くなり、退職者が社会保険の任意継続を選択されることが要因の1つとしてある。また、景気が好調で、就職率がかなり高いことが、国民健康保険の加入者減少につながっていると考えているとの答弁がありました。

県は、5,099人の被保険者数で納付金を算定しているが、町は4,950人を予想している。決算後に納付金は精算されるのかただされ、納付金の計算は、1人当たりの単価に過去のデータに基づく被保険者数の推計値を掛けて計算している。急激に被保険者数が減少している本町では、実質被保険者数に対し高い納付金を請求されることになることから、被保険者数の算定方法の見直しを、町長みずからが県に要望することにより、一定改善されたところである。納付金の精算を行う話は今のところ出ていないとの答弁がありました。

29年度の決算見込みはどうなるかただされ、単年度で1億円程度の黒字、トータルで1,400万円程度の赤字になる見込みであるとの答弁がありまし

た。

もし減税を行い、赤字になれば、どのようになるかをただされ、県単一化により一般会計からの繰り入れや繰り上げ充用は認められなくなる。赤字になれば、県から借金し、翌々年度に増税して借金を返済することになると答弁がありました。

県は、3年後にもう一度見直すと言われているが、平群町は見直しについてどのように考えているかただされ、納付金等の推計値は3年に1度見直されることになっており、32年度に33年度以降分のことが検討される。現状の医療給付の推計は低い伸び率で設定されているため、次回の見直しの時点で、県の試算税率が高くなる可能性がある。一見29年度を見れば、減税の可能性があるように見えるが、保険料は現状を維持し、33年度の見直しに備えておく必要があると県からも指導を受けているとの答弁がありました。

人間ドックなど、他市町村よりも手厚い保健事業に取り組んでいるが、町独自で行っている保健事業は、県単一化になればどのようになり、基金はどのように考えているのかただされ、町独自の保険事業等の費用は、県が示す保険料率に算定されない。国は、保険事業の費用対効果が薄いことを示しているのので、保険料に上乘せしない方針で進んでいる。今後、保険料率が統一されることによって、その財源の捻出が困難になることから、縮小の検討も必要である。基金については、保健事業を維持したい考えから、財源となり得る基金をある程度保有しておきたいと考えているとの答弁がありました。

30年度の県単一化になっての収支バランス予想はどのように想定しているのかただされ、県への納付金以外の部分についても課税することになる。現時点では、29年度決算が1,400万円程度の赤字と見込んでいるが、決算による赤字となれば、それも30年度に乗ってくることになり、予断を許さない状況であるとの答弁がありました。

討論では、29年度に1.6倍の大幅な増税がされた。国保税の大幅な増税に当たって、町が住民に説明した内容は、大幅に29年度増税をしたとしても、29年度の収支がトントンになるだけで、それ以前の赤字2億5,000万円ほどになると言っていたが、2億5,000万円がそのまま残るとの説明であった。しかし、今年度末の見込みでは、累積赤字が1,400万円程度の赤字に。2億3,500万円程度の当初説明してきた予測より乖離をするという状況が、今現在では明らかになっている。県下でも飛び抜けて高い平群町の税率を少しでも引き下げる。新制度がどのように推移してくのか見極める姿勢が必要ではないか。町にはその姿勢を求めたいと思う。そうすることが、住民の信頼を少しでも回復することにもつながり、住民の暮らしを守るという点でも見直しを

かけるべきだと思う。

30年度の国民健康保険税は、住民にとっては高過ぎるので、国保税を基本とした特別会計の予算については反対するとの討論がありました。

一方、30年度の国保予算は、国保運営が県単一化の予算編成であり、義務である納付額が決定された時点での被保険者数が5,099人となっている。30年1月末では5,028人まで減少。このまま減少が続くと、県の納付金も確保できなくなることも推測される。29年度決算見込みでは、約1,400万円の累積赤字が残る予測がされており、30年度の収支バランスは予断を許せないとのことであり、剰余金も期待できないと思う。もし、30年度でも赤字となった場合、国保基金があれば補填できるが、基金はなく、一般会計からの繰り入れ並びに繰り上げ充用もできないので、県基金から借りて補填することになる。借金は、次年度以降に増税して返還することになる。なお、36年度の県内保険料水準は、32年度に見直し、これに伴って、保険料方針も必要に応じ見直すことになっているので、現税率を維持すべきと考える。したがって、30年度平群町国民健康保険特別会計予算には賛成するとの討論がありました。

採決の結果、挙手多数により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(4) 議案第17号 平成30年度平群町水道事業会計予算について

本年度は、収益的収支のうち水道事業収益では、水道使用料、県受託工事負担金、給水工事負担金、一般会計からの補助金を計上し、収益総額は5億5,400万1,000円、水道事業費用では、県営水道受水費、県水移行に伴う県受託工事費、各施設の動力費、維持管理費、漏水調査委託料、固定資産減価償却費、企業債の支払利息、県水道移行に伴う撤去費用等を計上し、費用総額は6億5,349万1,000円となっております。

また、資本的収支のうち資本的収入では、工事負担金、一般会計からの補助金、企業債を措置し、収入総額は7,319万、資本的支出では、原水浄水設備費、配水給水設備費などの建設改良費、企業債の償還金などを措置し、総額1億1,467万9,000円となっております。

質疑では、藤城池周辺について、特別損失で計上しているが、その内訳についてただされ、特別損失は、全体で6,806万9,000円で、内訳は、藤城池の取水塔の解体撤去費2,815万6,000円、藤城池の現状復旧費400万円、藤城池の除却損2,210万円、合計で槻原浄水場解体撤去工事の実施設業務1,351万4,000円を計上。槻原浄水場の不動産鑑定業務で29万9,000円を計上。総合計6,806万9,000円を計上しているとの答弁がありました。

石綿管の改修について今後の改修計画をただされ、町内の石綿管は約2.4キロ残っており、毎年検討しながら予算に合わせて改修する。29年度は、三里で1カ所の石綿管布設替えを実施した。30年度は越木塚、福貴、福貴畑のほうで布設替えをする計画で、漏水調査もあわせて行う計画であるとの答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(5) 議案第18号 平成30年度平群町下水道事業会計予算について

平成30年度より地方公営企業法の財務規定を適用し、下水道事業の経営基盤の強化を図る。

収益的収支では、主な収入として、下水道使用料のほか公営企業会計規定の適用に伴い、過去の補助金、加入負担金、受贈財産評価額を収益化する長期前受金戻入を計上しており、収益総額は3億1,855万7,000円となっております。

これに対する支出では、営業費用の主なものとして、流域下水道維持管理費負担金のほか、30年度より新たに計上する減価償却費、賞与引当金繰入額を計上しており、営業外費用の主なものとしては、企業債利息を計上しており、費用総額は3億8,641万7,000円となっております。

次に、資本的収支の収入では、下水道費負担金、一般会計からの繰入金である他会計補助金、国・県補助金、企業債の総額で3億3,404万7,000円となります。

これに対する主な支出として、緑ヶ丘地域、椿井地域の管渠整備工事、初香台地域の測量設計業務、椿台地域の長寿命化更新工事について管路建設改良費として計上するほか、企業債償還金、流域下水道事業町負担金など、総額で3億3,401万8,000円となっております。

質疑では、29年度末での普及率がどの程度か、30年度の計画ではどの程度まで普及率を上げようとしているのかただされ、29年度末の普及率では、2月末現在での住基人口1万9,026人に対して共用対象人口が1万12人で、普及率は52.6%となっている。水洗化率は、共用対象人口1万12人に対して接続人口が9,358人で、93.5%となっている。31年3月末の見込みで、接続戸数は516件予定しており、その場合の普及率は59.0%になり、前年度から6.4%増加の見込みと予想しているとの答弁がありました。

緑ヶ丘の共用できないB地区とC地区の現状と今後の予定についてただされ、緑ヶ丘地区団地の造成年度が古いので、全体的に下水管そのものも傷んでおり、下水道の本管から宅地までの取り付け管も老朽化が進んでいる状況であ

る。また、緑ヶ丘地区の道路上に雨水管と污水管が並んで布設され、老朽化に伴って、大雨が降ったときに雨水管を流れる大量の雨水が地下を通して侵入してくるので、かなり大変な状況ではあるが、できるだけ早く公共下水道に接続できるように調査して、修理も進めていきたいとの答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(6) 議案第19号 平成30年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について

本年度は、施設管理費において、集落排水施設の適切な維持管理を実施するとともに、施設整備費においては公共ます設置工事等を計上しており、予算総額は3,660万円となっております。

質疑では、農業集落排水事業特別会計を一般会計で計上することについてただされ、農業集落排水事業を一般会計化することも考えていかないといけないと思うが、今後も検討、研究していきたいので、今しばらく猶予をいただきたいとの答弁がありました。

処理場の日常点検、維持管理費について、どのような状況かただされ、処理場の維持管理は委託で、マンホールポンプ場は今現在稼働して、15基は接続率が63%であり、フル稼働状態ではないので、稼働状況を見ながら、予算の範囲で今年度では6基、定期点検をした。29年度の点検等で確認された修繕について、30年度165万1,000円で4カ所、マンホールポンプの水位計や処理場の荒目スクリーンの交換等4件の維持補修工事を計上しているとの答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(7) 議案第20号 平成30年度平群町学校給食費特別会計予算について

本年度は、安全でおいしい給食の提供を第一に、地元産の新鮮な野菜を取り入れ、食材の選定を徹底することで、児童生徒の健全な発達を図るためにかかる費用を計上しており、予算総額は6,702万2,000円となっております。

質疑では、地産地消の事業で、現状と今後の見通しについてただされ、現状は、地元農家の高齢化により量的にも少なくなっているが、小さい規模であっても給食に溶け込ませるような献立を作る、比較的前の段階で、積極的に地元野菜を多く使えるように生産者とのやり取りを行っていることから、より多く使える見込みであるとの答弁がありました。

地元野菜の品目をふやす考えはないのかただされ、生産者が地元野菜の品目をふやしていただけるように働きかけを行っていきたいとの答弁がありました。

平群町における食物アレルギーの現状と対応についてただされ、アレルギーの状況は、小中学校合わせて29人が該当し、アレルギーの物質は全体で25種類ある。対応としては、保護者との連絡を密にし、重篤な方には、事前に保護者に通知している。また、アレルギー物質が入っているものを少なくすることや、アレルギー物質を含まないものに切り替えているとの答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(8) 議案第21号 平成30年度平群町介護保険特別会計予算について

本年度は、保険給付費では、居宅介護サービス、地域密着型サービス、施設介護サービス費等を計上し、また、地域支援事業費では、介護予防、日常生活支援総合事業とあわせて認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、在宅医療と介護の連携事業等を計上しており、予算総額は17億4,789万8,000円となっております。

質疑では、高齢者見守りネットワークや徘徊SOSネットワークの現状をただされ、現在のところ見守りネットワークの登録者団体は、町内の金融機関、交通機関、医療機関、介護事業所等で、48カ所の団体で、徘徊SOSネットワークの協力事業者は、2カ所の協力団体であるとの答弁がありました。

介護保険料について、平群町は県下でも安いとのことであるが、現状についてただされ、広域7町の中では第6期の分で平群町は3番目に安くなっており、生駒郡4町では一番安くなっている。金額は、河合町4,900円、上牧町5,200円、平群町5,228円、三郷町5,250円、斑鳩町5,359円、王寺町5,460円、安堵町5,700円の順番となっているとの答弁がありました。

29年度の緊急通報装置の実績についてただされ、29年度の実績は、稼働件数が合計で1,982件、1カ月あたり166件、新規の加入者が24件あり、廃止された方が17件、29年度の実績は321万円の実績になるとの答弁がありました。

緊急通報装置について、一人暮らしの高齢者がふえているので、もっと周知すべきだと思うが、どのように考えているのかただされ、もっと幅広く住民に事業を知ってもらうことで、現在はホームページや町広報誌に事業を掲載し、周知を図っているとの答弁がありました。

討論では、この間いろいろ議論があったが、その中ではっきりしてきたように、今年度まで3年間第6期の実際の給付金は、計画の85%と大きく乖離があったことになった。今年度末の基金残高3億2,300万円の見込みとなっている。保険料は、計画の給付金をもとに設定される。この基金は、基本的には全て60歳以上の方たちの保険料から生み出されたものである。本年は、1

号被保険者に還元すべきで、これだけのたまった基金はもっと還元すべきものである。しかし、新年度の予算案を含め、今後3年間の保険料には、3億2,300万円の半分にも満たない1億5,000万円の還元にとどまっている。これは到底納得できない。住民の生活は本当に大変な状況になっていることは、これまでも述べてきたとおり。新年度介護保険特別会計予算には反対する旨の討論がありました。

一方、30年2月20日に、第7期平群町介護保険事業計画策定委員会が開催され、平群町の第7期介護保険料基準額設定に伴う準備基金の取り崩しについて4つのパターンが諮問された。各委員からいろいろな意見があったが、委員長は意見を集約され、基本の取り崩し額は1億か1億5,000万円とされ、町長に答申された。29年度末、基金約3億円のうち今回3年間で基金1億5,000万円を介護保険特別会計に繰り入れる最初の予算である。高齢化社会において、今後は1号被保険者ならびに認定者数の増に伴い、給付費の増となる。将来を見据えて、第8期、第9期の給付が膨らんでいくことも想定される。現在、国保会計の被保険者に大変迷惑をかけていることを反省し、二度と同じ轍を介護保険の被保険者にも行うことはできない。よって、平群町介護保険事業計画策定委員会の答申を尊重し、本予算には賛成する旨の討論がありました。

採決の結果、挙手多数により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(9) 議案第22号 平成30年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について

奨学資金の貸し付けを行うことで就学機会の確保と有能な人材を育成するため、引き続き実施するもので、予算総額は92万3,000円となっております。

質疑では、予算が執行しない状況が続いていることに対し、本会計について議論する必要があると思うが、検討したのかただされ、町としては、就学の機会均等を図っていく上で、奨学金制度は必要な事業だと認識はしているので、引き続き存続させる方向で考えている。今後は、国の動向も踏まえて再度検討をしていきたいとの答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(10) 議案第23号 平成30年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について

本年度は、後期高齢者医療制度における後期高齢者医療広域連合負担金に係る事務費負担金、保険料等負担金、保険基盤安定負担金及び事務経費、人間ドック等助成費用を計上しており、予算総額は3億8,709万8,000円となっております。

質疑では、保健事業の保健衛生普及費で、人間ドックの29年度現在の実績についてただされ、28年度の実績は、委託料と補助金の両方あるので、両方で192件の実績であり、29年度の実績は両方で155件であったとの答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託を受けました議案の審査結果であります。よって、予算審査特別委員会委員長報告といたします。

平成29年3月20日
予算審査特別委員会
委員長 山本隆史

○議長

ありがとうございました。

何ですか。

○7番

修正動議を出します。

○議長

山口君。

○7番

今報告のあった予算10件ですけれども、そのうちの一般会計予算案について修正案を提出しますので、議長、休憩をとっていただければありがたいところですが。

○議長

20分くらいでいいですか。

○7番

10分くらい、15分くらいで結構です。

○議長

午後3時5分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2時45分)

再 開 (午後 3時05分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

(ブー)

○議 長

ただいま議案第14号に対して山口君ほか2名よりお手元に配布いたしました修正動議が提出されました。この動議は、所定の発議者がありますので、成立いたしました。したがって、これを本案と合わせて議題といたします。

それでは、まず修正動議の提出者の説明をいただき、一般会計予算の質疑、討論、採決を行います。その後、各特別会計、各事業会計予算の質疑、討論、採決を順次行います。

それでは、これより提出者の説明を求めます。山口君。

○7 番

事務局から配ってもらった内容で、最後に、末尾のほうに提案理由を書いていますので、これで説明いたします。

町から提出されました本予算案は、未確定財源が4億円以上あり、町が示した財政シミュレーション、これは2月26日の町議会、全員協議会で町が示したものですけれども、それによりますと、平成30年度の実質単年度収支は、2億5,400万円の赤字になるとしています。さらに5年後の平成34年度には、実質収支が4億9,600万円の赤字と予測しています。この赤字4億9,600万円も、昨年10月に町が財政効果8億円とするとする第2次財政健全化計画が全て達成されることや、文化センター・図書館建設事業用地の町単費分の起債が認められることが前提になっています。この前提が少しでも崩れれば、赤字額は億単位でふえ、さらに駅周辺整備事業の損失補填もこれにのしかかり、早期健全化ラインの赤字6億6,000万円はおろか財政再生ラインの赤字8億8,000万円も心配しなければならない事態となっています。

このように、町財政は危機的な状況ですが、さらに借金返済が再来年度から11億円を超える高止まりが10年以上も続くこととなります。そのことから、財政危機が長期に渡って続くこととなります。

この状況を打開するには、今後の町財政に最も大きく影響している文化センター・図書館建設事業について、建設の時期も含めた再検討が必要です。

危機的な財政状況になるとの見通しは、今年2月になって明らかになったもので、私たち議員も含め住民の皆さんには寝耳に水のことです。

だからこそ、30億円を超える文化センター・図書館建設事業はいったん止め、町財政の現状をつぶさに住民の皆さんに知らせ、全町的な合意形成が求められます。

そこで、修正案では、文化センター・図書館建設事業に係る経費を全て削除し、子育て支援を一部充実する修正を加えています。

次に、修正箇所の説明を行います。

1つ目は、歳出の（仮称）文化センター・図書館建設事業費18億4,508万4,000円を削除する。この事業に関連する歳入の国・県補助金を6億2,900万円、町債を9億3,500万円、それぞれ減額する。

2つ目、新たな子育て支援事業として、給食費補助、高校入学準備補助、ひとり親家庭教育資金補助を行う経費を、教育総務費の事務局費の扶助費に計上する。そのうち給食費補助については、第3子以降の生徒児童の給食費を全額補助するということで220万円、高校入学準備補助は、準要保護世帯を対象に私立5万円、公立3万円、合わせて72万円を計上する。3つ目のひとり親家庭教育資金補助については、月に1,500円、年3万円をひとり親家庭の小中学生に補助する。297万円を計上。

大きい3つ目として、歳入の諸収入の雑入の長時間保育保護者負担金を減額する。1人月額500円に戻すということです。そのことで、ゆめさとこども園長時間保育保護者負担金を235万8,000円減額して、45万円にする。はなさとこども園長時間保育保護者負担金を208万8,000円減額して39万6,000円にする。

4つ目は、歳入の民生費負担金のゆめさとこども園の一時保育保護者負担金を減額する。1人200円に減額して、予算を39万4,000円減額し、255万5,000円にする。この3、4の修正に関連して、算出の民生費のこども園費の財源を変更する。その他財源を488万円減額し、一般財源を同額増額する。

5点目として、未確定財源、歳入の雑入のその他については、4億2,918万8,000円から1億7,733万4,000円に修正するという内容になっています。

なお、付け加えれば、子育て支援の充実に新たな事業3つを上げました。この経費は、合わせて589万円です。そして、今回の新年度予算で子育て支援の後退をする部分について、それを撤回するということで、長時間保育、それから一時預かり保育についてもとの金額に戻すということにすると、町提出の予算から484万円歳入が減額になる。合わせて1,073万円という金額が新たに必要になるということです。

これらの新たな支援と、支援後退の撤回については、今言いましたように1,000万円余りかかりますけれども、平群町がこの間あちこちでというか、全町挙げて子育て支援ナンバーワンという宣言をしているわけですから、その平群町のビジョンとも合致するというふうに考えています。そのことが、結果として人口減に歯止めをかけ、若い世代の誘引にもつながる。そういうことから、今回の修正案を提出しました。

ぜひしっかり皆さん、審議していただいて、可決していただきますようよろしく願いいたします。

以上です。

○議長

それでは、まず議案第14号 平成30年度平群町一般会計予算についての委員長報告と修正案に対する質疑に入ります。森田君。

○4番

町当局に確認したいんですけども、地方自治体の健全化判断比率というのが4項目あったと思うんですけども、今回の重要なポイントは、財政が非常に悪化するということなんですけども、その赤字比率は、実質赤字比率は実質比率のことだと思いますし、累積は住宅新築資金を加えたものだと思うんですけども、実質公債費率と将来負担比率はどのようになっておるのでしょうか。

あわせてパターン1、パターン2で、先般全協で示されたものでお答えいただけませんか。いやもう、だって、重要なポイントやんか、これ。決めなきゃあかんの。

○議長

委員長報告と修正案に対する質疑なので、わかるか。今わかる。いいですか。はい。政策推進課長。

○政策推進課長

今、森田議員の御質問でございますが、ちょっと今日は私どものほうから提案した案件といたしますか、資料のほうは今のところちょっと持ってございませんので、資料があればわかる数字であるという。ちょっと今、申し訳ございません、手持ちに資料ございませんので、ちょっと今すぐお答えするわけにはまいりません。

○議長

森田君。

○4番

なぜそういう質問が財政シミュレーションのときに説明聞かないほうが悪いのか、言わないほうがよかったかわからないんですけども、重要なポイントだと思うんですよ。それが、極端に言いますと、河合町のように非常に悪化して、実質公債費率が190になるということで、今問題になっているわけじゃないですか。実質赤字比率も大事ですけども、将来の負担も含めてどんな影響あるかということ、聞かなかつたら言わないという姿勢は、私、よくないんじゃないかなと思うんですけども。

○議長

財政シミュレーションも含めての話であって、総括審議の中でも質問する機会がありましたので、今回は委員長報告または修正案に対する質疑ということで、よろしく願いいたします。

馬本君。

○ 1 2 番

これ、行政当局にちょっとお聞きしますが、修正案も、町長の原案についても、文化センター建設についてでございますが、今までずっと取り組んでこられて、内示ならびに補助金関係の交付申請とか、いろいろスケジュールはあると思いますけども、今予算に入れている以上は内示が来ている、来る予定だというふうに予測しますけども、どのようなスケジュールになっていますか。

○ 議 長

修正案がなくすということなので、それになるとどうなるのか、なくしてどうなるのか。

馬本君。

○ 1 2 番

社会資本整備総合交付金、補助金の関係ですもんけど、修正案はやめましようということが出てますけども、行政側に聞いているんですけども、この件について、まず補助金の内示ならびに、内示が来たら恐らく交付申請されるでしょう。そのスケジュールは、どのくらいの予定にしてはりますかということをお聞きしているわけでございます。

○ 議 長

政策推進課長。

○ 政策推進課長

馬本議員の御質問でございます。

直接交付申請の事務、私どもで携わってやっておるわけではございませんので、具体的な、きっちりとした日付ではございませんのんですけども、基本的に内示につきましては、もう既に30年度の補助申請ならびに事務の内容につきましては、県の担当課といろいろやりとりはしております。3月の末から4月上旬に内示。で、内示が来てすぐ一応補助申請ということで手続きのほうは進める予定となっております。

○ 議 長

ほかございませんか。窪君。

○ 1 0 番

修正案、今出されまして、（仮称）文化センター・図書館整備に係る建設事業費18億4,508万4,000円を削除と。そして、新たな子育て支援事

業を追加という修正案を出されましたが、ここでも書かれております財政危機、これは本当に住民の皆様も大変心配されるところではないかと思うんですが、平群町のこの財政危機に対して今後どのような対応で乗り切ろうとされているのかをお尋ねしたいんですが。中島副町長にお尋ねしたいと思います。

○議長

中島副町長。

○副町長

今窪議員のほうから御質問ございました財政危機の状況というお話でございますけども、この財政危機の状況というのは、先般よりお話しさせていただいております駅周辺整備事業並びに文化センターの建設に伴いまして新たな財政出動が出てきたというお話、先般、全員協議会等でお話しさせていただいたことを受けての財政的な危機ということで捉えさせていただくとなれば、新たに財政出動が、先般の全員協議会等で御説明申し上げたとおり、今後の平群町の財政状況にかなり大きく影響を与えるという状況は、正直否めないところではございます。

しかし、この件につきましても、過日この件に関しての御質問があったときの答弁させていただいていると同様でございますけども、今後地方債の充当を検討する、そして、債務の平準化を図っていく、そのことによって負担の平準化を図っていくことによりまして、各年度ごとの歳出を抑え、極端な年度ごとの歳出がふえるということを抑えつつ、歳出につきましても、行財政改革をさらに推進していくことによりまして、さらなる歳入を確保することによって、歳出を抑えつつも歳入を確保していくと。そのようなスタンスというのは、引き続きとっていき、今後なお一層歳出削減に努めるとともに歳入、さまざまな財源措置を検討しつつ、この財政状況を乗り切っていく必要はあるかとは考えているところでございます。

○議長

窪君。

○10番

財政見通しはよくないけれども、この負担を平準化することで単年度ごとの歳出を抑え、歳入の確保に努めるという御答弁だったと思うんです。もうぜひとも住民の皆さんに負担をかけないという方向で、御心配のないようにという方向で、年度ごとの取り組みが大変大きな課題になってくると思います。

そして、ここでもございましたが、修正案でもございましたが、住民の皆様への周知ですね。スケジュールがもう決まっておりましたら、教えていただきたいと思います。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

窪議員の御質問でございます。

ただいま副町長が申し上げましたように、非常に厳しい財政状況の中ではございますが、この事業に取り組んでまいりたいということで、30年度の予算、御提案をさせていただいたところでございます。窪議員も御懸念賜っておるようなところの財政状況、また、文化センター本体につきましても、ある程度事業的にも進捗したところもございますので、それと合わせて住民の皆様説明をするつもりはしております。

4月号の広報でも掲載をさせていただき予定をしておりますが、5月の19日の土曜日でございますが、文化センター建設に伴います住民説明会を開催する予定をしております。そのときに文化センターの概要ならびに財政の状況を含めて、住民の皆様方につまびらかに御説明を申し上げるところでございます。

○議 長

ほかございませんか。高幣君。

○9 番

本年度予算、あるいはこれからの予算でこの文化センター、特に今回の修正案は文化センターを中心に修正をなされているのが丸わかりですから、私も昔から文化協会の会長もさせていただいて、いろんなイベント等も公民館を使わせていただき、その過程の中でいろんなトラブルもありました。また、いろんなことを言われたこともあります。特に言われたのは、この大ホール、このまま放っておいて大丈夫なのかと。地震が来たら、どないなるのやというふうなことを、あっちこっちの役場の方からも、役場っていうのは他町ですけれども、役場の方からも言われたり、また、当然会員さんからも言われておりました。

しかし、私らの議員だけでは何もできないことですから、いろいろありますわ、町は考えてくれているでしょうというふうなことをしゃべくりしながら経過してきたのが現在でございます。

そういう中で、今回岩崎町長、そしてまた教育委員会中心でこの文化センター構想を出されたことについては、私はもともとの立場上からも非常に嬉しく思っておりましたし、そういう意味では大歓迎をいたしております。

また、ただ、気になっているのは、今建てようとしている新築、駅前ですけれども、これに関しては吉新地区の住民さんなどはどうなんですか、ある意味もう十分理解はなされているのでしょうか。この辺り、ちょっと、担当者いるかどうか知りませんが、お聞きしたいと思うんです。やっぱり一番大事

なのは、吉新地区だと思います。そういう意味で、ちょっとお尋ねいたします。

○議長

関連質問として認めますが、委員長報告と修正案に対する質疑の中で答弁願いますか。

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

ただいま高幣議員よりの質問にお答えしたいと思います。

文化センター建設事業が平群駅前地区で建設するという事について、住民の皆様には周知されているかということの御質問だったかと思います。

かねてより申し上げておりますけども、この文化センター・図書館建設事業につきましても、毎年度住民説明会等開催する中で、平群駅前地区に（仮称）文化センター・図書館の建設構想、平成19年度あたりから文化センター・図書館の建設構想、さらには随時発展させまして、駅前地区に文化センターの立地の検討、また、整備年次や総事業費も示しながら、住民の皆様には説明責任を果たしながら住民説明会、また、議会のほうにも全員協議会等々で説明させていただいておりますので、そのあたりの説明責任は果たしておると理解しております。

以上でございます。

○議長

ほかございませんか。井戸君。

○3番

これは当局といたらないのか、ちょっとお聞きしたいんですけども、これ、今修正案が出ていますのは、一番の問題は、今先ほど申し上げられました文化センター・図書館建設費用の議決の先送りだと思うんですけども、これが、例えばですけど、骨格予算とプラス子育て支援が出てますけども、これで、要は文化センターの議決の時期ですね、これが全ていろんな懸念材料が9月までにいろいろ続きますけども、9月頃に議決するのと、今議決するのと、どう違うというか、平群がどう変わるというか、困るのか、その辺わかりましたらお願いします。

○議長

教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事

ただいまの御質問でございます。

文化センターの予算の議決時期について今回の3月議会なのか、9月議会なのか、その辺の時期的な件についての御質問だったかと思います。

文化センター・図書館建設事業につきましては、御存じのように、国の社会資本の総合整備交付金ということで、29年度より補助採択になっておりました。30年度の要望についても昨年の12月、1月ぐらい辺りに県を通じて国のほうに本要望という形で申請を行ってまいりました。

その結果、3月末か4月初めの早い時期に国のほうから内示がきまして、その内示後速やかに交付申請を行いたいと、そういうふうに考えております。

そこで、そうした交付申請の時期が遅くなった場合の影響ということなんですけども、この文化センター・図書館建設事業につきましては、当然駅周辺整備事業との関連もございませうけども、かねてより県を通じて、また近畿地方整備局や国のほうへも、平群町の公共施設の老朽化の現状でありますとか、文化センター建設に対する決意を何度も要望する中で、29年度よりいよいよ補助採択になった事業でございませうので、半年のずれがどういうふうな影響が出てくるか、私のほうにははっきりわかりませうけども、やはりこれまでの経過を考えますと、国や県との間において、一定といいますか、相当の影響が出ると。相当の影響があるのではないかと推察しております。

○議長

ほかございませうか。

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。森田君。

○4番

町の予算案に反対し、組み換え動議に賛成の立場で討論させていただきます。

私も文化ホール・図書館の事業を外して、それを補正予算でしたらどうかという意見も申し上げました。私は、まず駅周事業の清算金保有地換地不交付、役場用地、小学校、吉新公民館の用地など、私には理解できないことがたくさんあります。多くの議員も同様だと思います。一度立ち止まって、冷静に、もっとよい方法があるかもしれませう。町は既成事実でどんどん前に進めようとしている姿勢には、疑義に思います。

平群町は、まさしく第2の夕張になる危機だと私は理解しております。私もきれいな文化ホール、充実した図書館がほしい。同じ気持ちだと思います。しかし、平群町にはお金がありません。文化ホール・図書館の場所も時期も含めて検討する必要があるんじゃないかと思います。先ほど時期の問題でいろいろ町当局から話もありましたが、平群町がこれを行うことによって第2の夕張になるということになれば、県もいろいろと考えてくれるはずだと思います。

きついです。駅周事業は私は失敗だと思います。文化ホール・図書館建設で平群町は第2の夕張になっていくことは、何が何でも避けなければなら

ないと思います。私だけ、住民だけではなく、若い職員が不幸にさせたくないとの理由で組み換え動議に賛成、町予算案に反対いたします。

以上です。

○議長

ほかございませんか。下中君。

○11番

平成30年度一般会計予算については、本案については賛成、修正案については反対ということで討論いたします。

ただいま修正案について質疑ございまして、その中で一番大きなのが文化センター・図書館建設の削除、もう少し見送れということでの提案だと思います。

これは、多くの住民の方も心配されて、危惧されているところだと、私も十分承知しているところでありますが、先ほど来、当局からの御回答の中で、今後国と県との調整、また、副町長からは、力強い財政危機を乗り切るための決意も報告されました。そんな中で今回これを削除するのは妥当ではないと、私は考えております。

さて、本案については、毎年度、私、申し上げておりますけれども、未確定財源を含んだ予算編成ということで、この件については一刻も早く、1年でも早く脱却を目指してほしいと思います。これは、町長先頭に職員一丸となって最大の努力をお願いしたいと思います。その中でも、現在第5次総合計画が進んでおりまして、前半期の5年が経過しました。いまだ正式な検証結果はいただいておりますけれども、その検証結果も踏まえての新年度予算だというふうに私は理解しております。かつ、また、地方創生総合戦略も十分その施策を取り入れるということでの予算編成で、重点的に予算計上されているということで、私は評価しております。

ただ、今後、先ほどありましたような文化センターの建設等々いろいろと大きな財政出動がまいります。なおかつ地方債残高も140億余りあるということで、また公債費については総予算の10%域を超える額を返していかなければならないという、本当にまあ厳しい状態ではありますが、昨年秋に策定されました第2次財政健全化計画を核にした予算編成で、これをもとにさらなる予算執行に努めていただきたいと思いますと思うところであります。

大変な財政危機が続いて、危険水域に入るような危機的な状態ではありますけれども、今後住民の暮らしを守るために、やはり住民生活に直結した予算は、例年どおり予算配分をされており、今後ますます厳しい状態ではあると思いますけれども、財政健全化計画をきちっと実行していくという覚悟で、新年度からそれでいってほしいと思います。

つけ加えて言うならば、予算案の可決の暁には、この予算の執行については最大限、意を払って執行していただくことを付して、賛成討論といたし、修正案については反対をいたします。

○議長

植田君。

○6番

30年度の一般会計予算案については、修正案に賛成の立場、原案に反対の立場で討論をいたします。

予算委員会するときにも申しましたが、町が示した今後の財政シミュレーションは、現在町が進めている政策を突き進めば、近い将来町財政が破たんする危険が非常に高いと言わざるを得ません。第2次財政健全化計画で8億円余りの財政効果を生み出し、文化センターの町単独費の用地費や、あるいは駅周辺清算金を起債充当できたとしても、町のシミュレーションでは5年後の2022年度末には5億円近い赤字になるとの予測が出されています。また、この起債充当ができない、あるいは第2次健全化計画の土地の売却、人件費削減などが予定どおりに達成しなければ、その赤字額は10億円にも膨らむとも言われています。

原案は、この財政危機の状況を打開する施策が全く示されていないということ。この点については予定していなかった駅周事業の清算金などが突然明らかになったということもあり、打開策を検討する間もなく予算編成となったということは理解をしますが、だからこそいったん立ちどまって、財政状況を住民の皆さんに知らせて、全町的な合意形成という意味では、修正案は、打開策を検討する時間をとるという点からも妥当だと考えます。

また、子育て支援ナンバーワン宣言をしている平群町にとって、少しでもそれに近づけるための予算も盛り込まれているということから、修正案に賛成、原案反対の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長

窪君。

○10番

議案第14号 平成30年度平群町一般会計予算について、本案には賛成、修正案には反対の立場で討論をさせていただきます。

承知のとおり平成30年度予算額は85億1,000万円で、前年度より17億7,000万円の増額予算となっておりますが、歳入においては町税の減収などで4億6,170万円の未確定財源を組まざるを得ない厳しい予算編成

であります。（仮称）平群町文化センター・図書館整備に係る大きな財政出動もありますが、東山駅バリアフリー化対策、定住促進奨励金交付金、北小学校のエアコン設置や、南小の実施設計費、中学校トイレの洋式化、さらには一般不妊不育症治療への公費助成、子育て世代包括支援センターの設置、またがん検診の受診率向上対策や、防犯カメラ設置の拡充、コンビニ・ペイジー収納やコンビニ交付サービスなど、住民生活に直結した部分には、所要の予算計上をされており。また、人件費の抑制や、普通財産の民間売却なども積極的に行うことは評価し、町民のために努力された予算編成であります。

修正案は、歳出で（仮称）平群町文化センター・図書館整備に係る建設事業費18億4,508万4,000円を削除し、新たな子育て支援事業を追加計上するというものであります。（仮称）平群町文化センター・図書館整備に係る建設費は、後年度に負担となることは誰もが理解できますが、現在の中央公民館などは、耐震構造ではないため、今後襲い来る南海トラフ大地震では、到底住民の皆様を守ることができず、避けて通ることはできません。また、現時点では、建設費に対して国からの財源措置がありますが、今後このような財政措置があるかもわかりません。今のタイミングで行うことが、町としての負担を少しでも軽減できると考えます。

しかし、財政状況は厳しく、平成28年度では10億円の借金返済をしております。今後は11億円を超える借金返済の財政シミュレーションが示されております。この厳しい財政に対して町としてどう乗り切るのが大きな課題となりますが、今副町長からもございましたが、財政破綻しないよう、負担の平準化をし、単年度の負担を増やさないよう、また歳入確保に取り組むとの町の考え方も示されております。

今後住民に負担をかけないよう努力をしていただくとともに、住民説明会において、住民の皆様にご理解と御安心をいただくような説明責任を果たしていただくことをお願いしたいと思います。

また、新たな子育て支援事業に関する予算修正については、実現しましたら保護者の皆様も大変助かることはわかりますが、財政の状況を見据え、今後取り組まれることを期待いたしまして、よって原案には賛成、修正案には反対とさせていただきます。

○議長

井戸君。

○3番

修正案には賛成で、原案に反対いたします。で、討論いたします。

私としては、今回文化ホール建設に関しては、今までの土地の取得から考え

えて、それ自身を反対もしづらい状況ではございます。しかしながら、この半年の間に、次々と平群にいろんなことが襲ってまいります。例えばですが、4つ上げますと、駅周の今の3億円がどうやって分割払いできるのかどうか。これが早く決めなければいけません。それから、7月、8月になってきますと、交付税算入。これも国の、こちらではどうしようもないことで、交付税算入の額が決まってまいります。29年度の決算も、これも今さらどうしようもないんですけれども、訪れてまいります。最後に、保留地処分に関する平群町の負担が徐々に明らかになってくると。この大きな4つ、1つでも致命的なダメージにつながる恐れがある、はっきり言えば赤字債権団体になるという可能性を秘めているこの大きな4つが、この半年で訪れます。

これをやはり見極めてから建設を決定して、判断ということで、私は9月議会頃に判断すべきではないかと思えます。財政調整基金もなく、底も尽き、安定した健全な町政運営行うためには、やはりここはあえて骨格予算で上げておいて、9月に全ていろんなものが出てきてから考えるべきだと考えます。

以上です。よって、修正案には賛成で、原案には反対いたします。

○議長

ほかございませんか。城内君。

○2番

修正案反対、原案賛成の立場でお話したいと思えます。

まず、この関係で、この修正案の感じでいくと、駅周の未解決の部分が動けなくなって、破たんを招くんじゃないかと思っております。また、第2次健全化計画にのっとり、しっかりしたことを進めていければ何とかなると思っております。

それから、一番賛成するに当たって町にお願いしたいのは、町有地の売却の件を確実に進めてもらわないと、皆さんがおっしゃるように、まずい方向に進みかねないので、その点を条件といたしまして、賛成としたいと思えます。

以上です。

○議長

山口君。

○7番

提出者ですので、当然修正案に賛成、原案に反対で討論させていただきます。

いろいろお述べなんですけれども、先ほど質疑の中で、副町長が打開策ということで質問があって、それに答えられたわけなんですけれども、何も示されていないんですね。平準化っておっしゃいますけれども、平準化すれば、今度、3～4年後にまた公債費が増えるだけなんです。もちろん目先の回避、赤字を遅らせ

ているという回避はできますけれども、その代わり、超低空飛行が余計に長くなるという、そういう部分が出るわけです。私は何も、先ほど森田議員のほうからもありましたけども、文化センター・図書館建設をやめろと言っているわけじゃなくて、今こういう状況の中で住民の皆さんがほとんど知られていない間に強行するというのは、それも昨年11月の住民説明会と、それから2月の議会への報告、全員協議会の中に、先ほどから出ています駅周の清算金の問題とか、文化センターの総額がふえ、それから土地買収費については買収金額じゃなくて鑑定価格でいくということで、町の一般財源として用地購入費に2億円以上負担がふえる。こういう事態が起こったことが、昨年まではそんな報告は全くなかったですし、そういうことを考えていなかった。だから、新たな事態になったからこそ、いったん立ち止まってということをおのこの間も申し上げてきましたし、今回の修正案もそういうことです。

ですから、先ほど副町長のほうからは5月19日に住民説明会をされると。2カ月ちょうどありますから、その間に住民の皆さんには、今の平群町の財政状況、それから今後今町が示しているシミュレーション、これらのものも全て示した上で、住民の皆さんが少々赤字になったって文化センター・図書館は必要だという判断をされたなら、それはそれで住民全体で乗り切っていけばいいことですから。ただ、今そのことを知らされていない、前提条件を知らされていない間に決めてしまうのはいかがなものかということをおのこの間も言っているわけです。だから、その点を踏まえてもらえるなら、修正案を出す前に町のほうからその部分は削除して、5月住民説明会の後の6月議会でも臨時議会でもいいですけども、補正予算として出されるのが私は本来の筋だったというふうに思っています。

先ほどから本案に、町提案に賛成されている方々も、財政の問題では皆さん本当に心配しているわけです。そのことを考えるならば、安易にやるべきでないということで、私はやっぱりいったん立ち止まるべきだと。そういうふうに思っていますので、あと、いろいろおっしゃっているけれども、いったんとにかく引くということが大事だということでは、こういうやり方もあるんだよということで、先ほど森田さんの質問の中であった河合町は、もう今新聞賑わっていますけれども、タイミングが大事なものですから、そのタイミングでやっぱり住民の皆さんに知らせる。もう決まってしまったからということで知らせても、もうそれで押し切るということになってしまいますので、あまりいいことではないと思いますので、そういうことで、修正案にはぜひ、これは通していただきたいということで、賛成討論といたします。

○議 長

高幣君。

○ 9 番

簡単に申し上げます。修正案には反対をさせていただきます。そして、町が提出している原案に賛成と、こういうことです。

これはもう、私は個人的に文化センター、旧の、今の公民館を考えてみたら、人の命をやはり救わなきゃならない、これが一番肝心だと思います。そういう意味では、現在の公民館、また人権交流センターとか、古いものは整備していく、そして建て替えていく、これが当たり前のことですから、今回の文化センター案については、既に国や県のほうの、ある意味の了解とは言いませんけれども、話を進めているわけですから、この機会にやらなきゃならないことはやっていただく。そして、もちろん残った借金については、これは住民全体で払っていく。当たり前のことです。

そういう意味では、ひとつよろしくをお願いをしたいと思います。

○ 議 長

どうすんの、どうすんの。いいんですね。

馬本君。

○ 1 2 番

るる今まで反対討論、賛成討論、修正案についての議論を聞きましたけれども、こないだ駅前、その文化センター云々の予算云々は削除すべきやということで修正案が出てますけども、ここの組合事業がどうなるのか。この間、私、一般質問させていただいたら、組合事業は破たんすると。あそこへ持っていけへんかったら。それなら、平群町破たんしたらどうなるのという論法は逆にあるでしょう。

しかし、この間一般質問で7番目に質問した文章、協定書、取り寄せてきました。皆さん、とっておられる方いてはるかどうかわかりませんよ、議員さんで。どない書いてある。「本事業は、駅前線の整備及び駅前広場の公園等、非常に公共性が高く、平群町が行政施行から組合施行へ手法変更を行ってきた経緯を踏まえ、平群町は本事業完了まで全責任を持つ」という文章を皆さんがお持ちの上で御発言いただいている、今の修正案についての発言をされているものやと言うんやったら、それはそれで構いません。そういう、これは、平成19年1月15日に取り交わした公文書であります。これは一般質問で、私、この間取り寄せました。

ここで大事なことは、皆さんも一緒やと思うねん。駅前に文化センター、あの用地、1万平米を平群町が買わなければ、組合は破産します。もうデベロッパー云々の話は別として、現実の話。で、そこへ町としては補助金のつく総合

公共施設を、福祉の総合的な施設を、3つの施設を1つにして建てましょうということを提案されて、そこで先ほどあえて聞いたのは、この内示。

僕は平成30年一般会計予算について修正案には反対し、原案に賛成討論を今から行います。

(仮称)文化センター・図書館建設は、今月末か4月初めに、先ほど明らかになったように内示がきます。内示と同時にすぐに補助申請の交付はされるはずで、予定されていると私は思います。

今頃、国及び県と平群町の契約を破棄することは、信頼関係に大きな支障をきたし、今後の平群町行政にとって大変な支障をきたすことも私は想定すると思います。また、先ほど南海トラフの話もありましたけれども、30年以内に70%から80%に引き上げられた南海トラフ巨大大地震発生予測もあり、現状の老朽化した3施設を利用されている住民の生命を守ることは、町の責務であります。

よって、大きな修正案であります仮称文化センター・図書館建設についての削除の修正案については反対をいたします。

また、原案については、今から賛成をいたす討論をさせていただきます。

少子高齢化や人口減少といった行動的な課題に対応し、住民ニーズに応じた施策を実施するために、第2次行財政改革大綱が策定されました。厳しい町財政状況の財源確保として、第2次財政健全化計画が策定され、歳出に関する事項のうち事業の整理・合理化ではコミバス運行の見直し、補助金の効果的執行では社会福祉協議会に補助金の見直し、人件費抑制では退職者が発生するが職員の新規採用はしない。また、歳入の確保として、受益者負担の適正化では事務手数料の徴収、町有資産の計画的な処分では遊休財産を可能な限り事業化に努めるが、普通財産の民間売却も積極的に行う等が計上されております。

また、防災対策としては、災害など緊急時の迅速かつ的確な通報により周知徹底を図るとともに、平常時の広報活動を円滑にして、住民の安全確保と福祉の増進に資するために設置された防災行政無線も20年が経過し、老朽化が進んでおり、現機器がアナログ方式のため、デジタル方式に更新しなければ使用できなくなり、新機種設置を計上されております。

福祉医療事業については、子育て世代の支援として高校卒業まで医療費の無料化を引き続き実施。国土調査事業は、現状に合った正確な地籍図作成し、公租、公課など、国民負担の公平性、土地に関する紛争防止、多目的に調査成果を活用することが目的の事業が、今回平群町の橿原の一部地区を2年計画で地籍調査事業費を計上されております。

環境衛生事業につきましては、生駒市との広域連携に伴い施設の相互利用に

より効率的な、し尿処理を引き続き実施。

教育環境の整備については、中学校のトイレ改修工事の実施、南小学校の空調設備の設置に向けての実施設計などを計上されております。

また、平群駅西特定土地区画整理事業につきましては、平成30年度末の事業完了を目標に、臨時職員賃金も計上され、また（仮称）文化センター・図書館建設については、先ほど言いました老朽化した人権交流センターならびに中央公民館、狭隘なあすのす平群など、3施設が安全、快適な複合施設として幅広い世代の方が集い、コミュニティー活動として知的支援の拠点として、平群駅周辺整備事業区域に本年度建設事業着手。なお、用地費では、町単独費が多くあり、厳しい予算編成ではありますが、地方債等の手法を考えていただき、負担の平準化を検討していただくようお願いを申し上げます。

住民全体の福祉向上を念頭においた予算等が計上されております。予算執行において厳しい町財政であり、住民の福祉増進に努められ、最少の経費で最大の効果を上げられますように、町長を軸に職員が一丸となって難局を乗り切っていただけるようお願いを付して、修正案に対し反対し、原案については賛成の討論といたします。

以上であります。

○議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら委員長報告と修正案に対する討論を終結いたします。

これより議案第14号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。まず本案に対する山口君ほか2名から提出された修正案について採決します。

本修正案に賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手少数です。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決します。

お諮りします。原案に賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数です。よって、議案第14号 平成30年度平群町一般会計予算については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第15号 平成30年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第15号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。

よって議案第15号 平成30年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第16号 平成30年度平群町国民健康保険特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

植田君。

○ 6 番

平成30年度平群町国民健康保険特別会計予算案については、反対の立場で討論いたします。

発議第1号のときにも申しましたが、29年度の1.6倍もの引き上げられた税率をそのままにした予算案であるということです。これは到底認められないということです。

新年度、30年度の国民健康保険税特別会計ですが、国保税の大幅な増税に当たって、町が住民に、29年度の引き上げするときに説明した内容は、29年度大幅な引き上げをしても収支がトントンになるだけで、それ以前の赤字2億5,000万円はそのまま残ると。こういう説明をしてきました。しかし、先ほど申しましたが、今年度末の見込みは、2億5,000万円の赤字どころか、赤字は約1,500万円に大幅に縮小されるということです。その乖離はなんと2億3,500万円にも上ります。

この反省に立てば、これだけの大きな乖離を生んだという反省に立てば、県内でも飛び抜けて高くなっている今の平群町の税率、これを少しでも引き下げて、30年度から新しい制度が始まりますので、今後どのように推移していくのかも見極めるという姿勢が、私は必要だと考えます。そうすることが、住民の暮らしを守り、あるいは国保会計に対する住民の信頼を回復するということにもつながってまいらると思います。しかし、町長は全くその姿勢を持ち合わせておられません。

そうしたことから、30年度の国民健康保険税特別会計予算については、反対をいたします。

以上です。

○ 議長

馬本君。

○ 12 番

平成30年度の国民健康保険予算については、賛成討論をいたします。

平成30年度の国保予算は、国保運営が県単一化の予算編成であります。義務である納付額が決定された時点での被保険者が5,099人となっておりますが、平成30年1月末では5,028人まで減少。

このまま減少が続きますと、県の納付金も確保できなくなることも推測されます。平成29年度決算見込みでは、約1,400万の累積赤字が残る予測が

されております。平成30年度の収支バランスは、予断を許さないとのことであり、剰余金も期待できないと思います。

もしも平成30年度にもし赤字となった場合、国保基金があれば補填できますが、基金はなく、また、一般会計からの繰り入れ並びに繰り上げ充用もできませんので、県基金から借りて補填することになります。借金は次年度以降増税して返還することになります。

なお、平成36年度の県内保険料水準は、平成32年度に見直し、これに伴って保険料方針も必要に応じて見直すことになっておりますので、現税率を維持すべきと考えます。

したがって、平成30年度国保予算は賛成といたします。

以上です。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより議案第16号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数です。よって、議案第16号 平成30年度平群町国民健康保険特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして議案第17号 平成30年度平群町水道事業会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第17号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。

よって議案第17号 平成30年度平群町水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして議案第18号 平成30年度平群町下水道事業会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより議案第18号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。

よって議案第18号 平成30年度平群町下水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして議案第19号 平成30年度平群町農業集落排水事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより議案第19号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第19号 平成30年度平群町農業集落排水事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして議案第20号 平成30年度平群町学校給食費特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより議案第20号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第20号 平成30年度平群町学校給食費特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして議案第21号 平成30年度平群町介護保険特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

稲月君。

○5番

平成30年度平群町介護保険特別会計予算については、反対の立場で討論をいたします。

この間の議論から明確になってきているように、今年度まで3年間の第6期の実際の給付金は、計画の83%と、使われた額と大きくかけ離れたものとなっています。その結果、今年度末の基金残高は、3億2,300万円の見込みとなりました。保険料は、計画の給付費をもとに設定をされています。この基金は、基本的には全て65歳以上の保険料支払いから生み出されたものでございます。当然1号被保険者に還元をすべきものです。しかし、新年度からは3年間の第7期の保険料、これには3億2,300万円の半分にも満たない、1億5,000万円の還元にとどまり、その保険料が新年度の予算案に盛り込まれております。これには到底納得をすることはできません。

以上から、新年度介護保険特別会計予算案には反対をいたします。

○議 長

ほかございませんか。馬本君。

○12番

平成30年度平群町介護保険特別会計予算については、賛成をいたします。

平成30年2月20日に第7期平群町介護保険事業計画策定委員会が開催され、平群町の第7期介護保険料基準額設定に伴う準備基金の取り崩しについて4つのパターンが諮問されました。委員さんからいろんな意見がありましたが、委員長は意見を集約され、基金の取り崩し額は1億円か1億5,000万円とされ、町長に答申をされました。

平成29年度末、基金が約3億円のうち、今回3年間で基金1億5,000万円を介護保険特別会計に繰り入れる最初の予算であります。高齢化社会において、今後は1号被保険者並びに認定者数の増に伴い、給付費の増となり、将来を見据えて第8期、第9期の給付が膨らんでいくことも私は想定をされます。私は、現在国保会計の被保険者に大変な御迷惑をかけていることを常に反省し、二度と同じ轍を介護保険の被保険者にも行うことはできません。よって、平群町介護保険事業計画策定委員会の答申を尊重し、本予算については賛成をいたします。

以上です。

○議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより議案第21号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数です。よって、議案第21号 平成30年度平群町介護保険特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして議案第22号 平成30年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。
これより議案第22号について採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。
よって議案第22号 平成30年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。
続きまして議案第23号 平成30年度平群町後期高齢者医療特別会計予算についての委員長報告に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら委員長報告に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより議案第23号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第23号 平成30年度平群町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

午後4時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 4時13分)

再 開 (午後 4時30分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

(ブー)

○議長

日程第15 発議第2号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書(案)

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは、朗読いたします。

発議第2号

洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書(案)

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成30年3月20日

提出者 窪 和 子

賛成者 高 幣 幸 生

一昨年8月の北海道・東北豪雨や、昨年7月の九州北部豪雨など、近年、地方における中小河川の被害として、土砂の流出による河床上昇や流木等による橋梁での河道埋塞が発生しており、まさしく河床が上がっていることが洪水発生の一つの原因となっている。

しかし、これまでの都道府県及び市町村が管理する河川の流量確保のための河道掘削については、維持補修の範囲として、各々の単費予算で行われており、遅々として進んでいないのが実情であった。

そのような中、国土交通省は、今回、中小河川の豪雨対策を強化するため、全国の中小河川の緊急点検の結果を踏まえた「中小河川緊急治水対策プロジェクト」を取りまとめ、中小河川の河道掘削についても再度の氾濫防止対策の一つとして緊急対策プロジェクトに盛り込んだ。しかし、この緊急治水対策プロジェクトは、概ね3カ年の時限的措置であり、河道掘削の対策箇所についても「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴がある区間」と限られている。

よって政府においては、今回の緊急治水対策プロジェクトが、中小河川を管理する地方自治体にとって真に活用しやすい施策となるよう、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 1 河道掘削を含む「中小河川緊急治水対策プロジェクト」については、平成29年度補正予算で約1,300億円が盛り込まれているが、次年度以降についても、地方自治体の要望を踏まえ、十分な予算を確保すること。
- 2 「中小河川緊急治水対策プロジェクト」では、河道掘削の対策箇所を「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設の浸水被害が想定される区間」と限定しているが、今後は、中小河川を管理する地方自治体がより柔軟な対応ができるよう、対策箇所の拡大も含め検討すること。また、国直轄河川の河道掘削についても、周辺自治体の要望を踏まえ、必要な対策を行うこと。
- 3 今回の「中小河川緊急治水対策プロジェクト」は、概ね3カ年の時限的措置であるが、「防災・安全交付金」を活用した中小河川の河道掘削については、恒久的な制度となるよう検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。窪君。

○10番

洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書（案）について趣旨説明をさせていただきます。

ただいま事務局長に朗読をしていただきましたが、豪雨などにより、近年地方における中小河川の被害として、土砂の流出による河床上昇や、流木等による橋梁での河道埋塞が発生しております。政府も、中小河川の緊急治水対策プロジェクトを取りまとめましたが、概ね3カ年の時限的措置となっております。

そこで、中小河川を管理する地方自治体にとって、恒久的な制度とするなど、必要な施策を求めるものであります。

以上、簡単ではございますが、趣旨説明とさせていただきます。どうか皆様には御賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより発議第2号について採決を行います。

本案については原案のとおり可決し、意見書として関係行政へ送付することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、発議第2号 洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書（案）は原案のとおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに決しました。

続きまして

日程第16 発議第3号 県立高校再編成に関する意見書（案）

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは、朗読いたします。

発議第3号

県立高校再編成に関する意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成30年3月20日

提出者 稲月敏子

賛成者 植田いづみ

山口昌亮

奈良県教育委員会は昨年10月、臨時会合を開き、県立高校の統廃合を含めた学校・学科の見直しを開始しました。平成16年～20年に県立高校を43校から現在の33校に再編成して以来約10年ぶりのもので、3～4校が廃校になるという報道があり保護者、教職員、子どもたち等の不安が大きくなっています。

県教育委員会はこれまで県内を3つのブロックに分けた地域協議会を2回開催し、中学校長やPTA代表の意見を聴取し、3月8日に大まかな方針を発表、6月には学校名を揚げた再編方針を示すとしています。教育大綱に定められた「生徒数の減少に伴う県立高校の適正配置」「時代や社会の変化に対応した特色ある学校づくり」に基づくものであると思いますが、あまりにも拙速ではないでしょうか。

10年前の再編成では学校数の削減、専門コースの学校増、入試制度改革も行われ、自校作問入試や面接重視入試など『特色選抜』が導入されました。しかし、学校数の削減が選択肢を奪い、「特色選抜」入試も一部の学校が高競争率となり、数年で見直しを余儀なくされました。「専門化」「特色化」は多様な選択肢を示すものとはならず、「行ける学校の選択肢が狭まった」という結果になりました。

県立高校普通科の定員は70.2%に減少、約3割の生徒は15歳の春に専門性の選択を迫られます。本来は豊かな一般教育を保障した上に専門教育がなされるべきで専門コース選択の若年齢化は子どもに大きな負担を与えてしまいます。普通科・専門科ともに、多様な卒業後の進路を保障できる豊かな教育内容が求められます。

いま、7人に1人といわれる「子どもの貧困」が大きな社会問題となる中、

経済的負担が少しでも軽い公立高校の役割は極めて重要となっています。だからこそ県立高校の数を減らすことではなく、生徒数減少があっても、小中学校で実施されている35人学級を高等学校でも実施する、また、63%前後で推移する県立高校の収容率を70%以上に引き上げるなど豊かな教育条件を実現することこそが求められているのではないのでしょうか。

今回定められる計画は今後10年間の基本方針となるものであり、拙速な具体化は避けるべきです。15歳の春に専門性の選択を迫る厳しい制度とならないよう、また、選択肢を奪う学校数の削減は行わないよう、今回の計画は撤回し、広く県民的議論をすすめることを求めます。

- 1 「少子化」への対応は35人学級の実施など教育内容の充実で行い、学校数の削減は行わないこと。
- 2 これ以上の普通科定数削減は行わないこと。
- 3 今回の高校再編成計画は撤回し、広く県民的な議論をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長

提出者の趣旨説明を求めます。稲月君。

○6番

先ほど局長に読み上げていただいたとおりの中身でございます。

若干付け加えさせていただきますけれども、今月の、この文書にも8日というふうに書いておりますが、実際この3月8日に県の教育委員会臨時会が開かれて県立高校の統廃合、そして削減に着手をするという再編計画を盛り込んだ方針が了承されたと、奈良新聞の報道にもございました。その中には、普通科が10年前の再編からさらに削減をされるということがはっきりしたようでございます。普通科設置の高校を郡・市単位で1校は維持をするという方針が盛り込まれたと報じられております。具体的に言えば、身近なところで生駒郡には現在2校、法隆寺国際、それから西和清陵高校がありますけれども、これのどちらかの1校になるということ、1校は廃校になるということになるのではないかということです。身近な、私たちの住んでいるこの平群町の子どもたちにとって、これはどういう影響を与えるかと考えてしまいます。10年以内に近隣にある高校の選択肢、それを1校奪われるということになってしまうのです。

15の春を泣かせない。これは古い話ですけれども、京都の知事であった蜷川虎三さんがおっしゃった言葉ですけれども、本当に泣かせたくないです。この15歳の子どもたちを泣かせるような事態を招かないよう、わずか15歳で

専門性の選択を強いられる、また、競争を強めていく。こういった県立高校の再編成は、この15の春を泣かせる再編成となってしまおうと言わざるを得ません。このような再編成は撤回をし、広く県民的議論を進めるよう、本議会としても意見書を上げていくことは大変重要かと考えて、提案をさせていただきました。

議員の皆さんにおいては、ぜひとも御賛同いただきますよう、お願いをいたします。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。城内君。

○2番

県立高校再編成に関する意見書（案）について、私は反対の立場で意見を述べたいと思います。

意見書に書かれていることは、高校教育のあり方としては至極もっともな意見であると共感するところが多々あります。

しかしながら、統廃合が即生徒たちの選択肢を厳しくするものではないと考えます。

70%になることがわかっているので、ある程度の校数の減少は仕方がないと思います。

先ほど言われた奈良新聞のコメントによりますと、県は方針案のコンセプトとして、魅力と活力あるこれからの学校づくりとされています。また、質の向上として、実学教育と地域とつながる教育の推進を図るとされています。現在、高校入試において、生徒たちがその先の大学をも見据えて普通科のほうが入試に有利ではないかと考えられる者が多いと聞きます。これは、正しく理解されていないからだと考えます。逆に、普通科の高校に入って、専門科の大学に進みたくて、心配の種を抱える人もおります。総合学科の設置は、それを補うに余りある考えで設置されるものと考えています。

普通科と専門科の間にあるというか、特徴をあわせ持つ幅広い学科であると考えます。ある種の専門性を持ちながら、普通科的な学習もあって、自分の進路に合わせて選択肢の多いものではないでしょうか。奈良県では、二階堂高等

学校が総合学科を実施しております。これがふえると、普通科も兼ねている性格もあって、普通科がその分少なくなるのもやむを得ないと思います。

同じ記事の中で、吉田教育長が、学校の統合が目的ではなく、生徒の多様性に対応するため、高校の教育内容の充実について再編を検討するとの記事がありました。余談ではありますが、実学では、一歩も二歩も先を行っている近畿大学があります。近代マグロなどは、その最たるものでしょう。要するに、結果を生むのは学校であり、また、生徒自身の問題というのは極端かもしれませんが、変わりゆく教育界をもう少し時間をかけて見守りたいと思います。意見書にあるとおり、パブリックコメントも行われることになっていますし、6月までもう少し私自身も勉強したいと考えます。

共感するところも多いだけに、私にはもう少し時期尚早ではないかと考えられますので、反対意見とします。

○議長

植田君。

○6番

県立高校再編成に関する意見書（案）については、賛成の立場で討論させていただきます。

私も、先日平群中学校の卒業式に出席をさせていただきました。今年度は146名の生徒が中学校を巣立っていかれました。彼らにとっては、高校受験は初めて自分の力で乗り越える試練でもあります。その試練の公立高校入学が、奈良県は、大阪などに比べて狭き門となっています。

意見書の中にもありましたが、県立高校の収容率は63%と低いこと、経済的に私学への入学が厳しい家庭が奈良県でも増え、公立専願の受験生が2割近くいるということも聞き及んでいます。

また、普通科の枠が減らされれば、意見書の中にありましたように、15歳で専門コースの選択を迫られる。子どもたちにも大きな負担を与えることになります。選択の場を奪うということになってしまいます。

また、子どもが少なくなったからと高校数を削減するのではなく、意見書の中にありましたように、35人学級の実施など、教育内容の充実による豊かな人材育成の場となるよう、拙速な県立高校の再編計画は見直すべきとの立場から、この意見書には賛成をしたいと思います。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより発議第3号について採決を行います。

本案については原案どおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手少数です。よって、発議第3号 県立高校再編成に関する意見書（案）は否決されました。

続きまして

日程第17 発議第4号 国民健康保険事業納付金については事業実績に基づいて翌年度に精算することを求める意見書(案)

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは、朗読いたします。

発議第4号

国民健康保険事業納付金については事業実績にもとづいて翌年度に精算することを求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

平成30年3月20日

提出者 山口 昌 亮

賛成者 植 田 いずみ

〃 稲 月 敏 子

国民健康保険事業納付金については事業実績にもとづいて翌年度に精算することを求める意見書（案）

本年4月から国民健康保険事業については、都道府県が財政全般を担うことになりました。この制度改変に伴い、奈良県では、国保料率が県内同一に統一される平成36年度までは、奈良県が医療給付費等を推計して県内各市町村に振り分けた金額（国民健康保険事業費納付金）を各市町村が奈良県に納めるこ

とになりました。

この国民健康保険事業費納付金は、これまで各市町村が独自に賦課してきた国保税（料）にあたるもので、各市町村はこの「納付金」の額に基づいて被保険者に保険税（料）を賦課することになります。

奈良県が各市町村に示した「納付金」は、あくまで奈良県全体の国保加入者の医療給付費や各市町村の被保険者の世帯数・加入者数を予測して算定したものです。このため、実際の事業結果とは必ず乖離が生まれます。

例えば、平群町の場合、奈良県が平成30年度分の「納付金」算定にあたっての被保険者数は5,099人ですが、実情は本年1月末現在の被保険者数は5,028人で、30年度の推計は年間平均4,950人となっています。

これらのことをふまえ、県内統一料率になるまでは、年度終了後の実績に基づいて、翌年度に「納付金」を精算することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議 長

ここで時間延長、午後6時までといたします。

提出者の趣旨説明を求めます。山口君。

○7 番

趣旨については、今局長のほうで読み上げていただいたとおりです。

少し付け加えさせていただきます。

県が示した納付金算定の根拠となる平群町の被保険者数が、先ほどもありましたように、新制度が始まる4月になる前から乖離があると。それにもかかわらず、議論の中では、町当局の説明では、県はその是正をしないというふうに言っているということですので、そうであるなら、本町の場合、新年度予算で見込んだ4,950人の被保険者数で5,099人分の納付金を拠出するということになるわけです。当然1人当たりの保険料がこのことによって高く設定せざるを得ない。それが今回の予算にも、予算や条例改正案にもあらわれているというふうに思います。

ただ、現在のところ、いずれも見込みですから、その年度が終わってみないと確定しない。要するに、保険料、給付費も確定しませんし、被保険者数も動きが大きい、平群町の場合、大きいですから、それも確定しない。これは、まあ、平群町だけでなく他の自治体も一緒だと思いますけれども。そういうことから、この意見書は、県に対して、翌年に精算をしていただきたいという内容のものです。被保険者や、各市町村にとって、これは当然の要望だと考えますし、これに、平群町の住民にとっても、平群町の国保会計にとっても大事だと

ということです、これにはぜひ賛同していただくしかないというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。馬本君。

○12番

国民健康保険事業納付金については事業実績にもとづいて翌年度に精算することを求める意見書（案）についての反対討論を行います。

国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定は、厚生労働省が示したガイドラインに沿って行われているものであります。納付金の精算については、ガイドラインでは、納付金の算出に当たっては、推計された医療費や公費、過去の所得水準等をもとに計算されることになるが、市町村の国保運営の安定化のために、都道府県と各市町村の個別関係において精算は行わないことを基本とするということが、明記されております。

県は、国のガイドラインに沿って、県国民健康保険運営方針を策定しており、保険料方針も含め3年ごとに見直しされていますので、国及び県の動向を注視すべきと考えます。

よって、国民健康保険事業納付金については事業実績にもとづいて翌年度に精算することを求める意見書（案）については、反対をいたします。

以上です。

○議 長

ほかございませんか。植田君。

○6 番

国民健康保険事業納付金については事業実績にもとづいて翌年度に精算することを求める意見書（案）については、賛成をしたいと思います。

今反対の意見があったんですが、被保険者の国保税に当たる県への納付金の額について、県が算定の基礎とした被保険者数と、私は実際の被保険者数が、平群町の場合、本当に乖離があると。で、そのことが大きく納付金額にもはね返ってくるという問題があるんですね。

当該年度終了後、実績に基づいて納付額をできないというふうに反対討論で

おっしゃいましたが、やっぱりそういう声を、国が、それをそういう声をやっぱり上げていくことが私は必要だと思っています。そういう実績に基づいた、やっぱり、ことをやってほしいと。これが、人数が予想より多くなれば、それは当然翌年度でその分を精算しなあかんと思いますし、だけど、今、平群町の場合はどんどん少なくなっていくわけですから、今現在少ないという状況があるわけですから、当然やっぱり実態のものに見合った形にやってほしいということでは、やはり翌年度に精算してほしいというのは、私は当然だというふうに思います。

そういう意味では、そういう声をどんどん上げていくということについても、この意見書を採択していただく、そして、少しでも町内の国保料の引き下げにつながる形で、国保会計にとっても良い影響を及ぼすようなことを求めて、この意見書には賛成をしたいと思います。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより発議第4号について採決を行います。

本案については原案のとおり可決し、意見書として関係行政庁へ送付することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手少数です。よって、発議第4号 国民健康保険事業納付金については事業実績にもとづいて翌年度に精算することを求める意見書(案)は否決されました。

続きまして

日程第18 委員会の閉会中の継続調査の件
を議題とします。

議会運営委員会委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りいたしました閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思っておりますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

3月31日をもって退任されます中島副町長より退任の挨拶の申し出がありますので、お受けしたいと思いますので、許可いたします。

中島副町長。こちらでどうぞ。

○副町長（中島 伊三郎）

この度は3月31日をもちまして副町長の職を辞させていただくことになりました。平成27年3月に選任同意を賜って、そして4月に就任して以来3年間、議員の皆様からは多大なる御指導御鞭撻を頂戴いたしまして、まことに厚く感謝しているところでございます。

4月からは、奈良県において職務に就くところではございますが、奈良県のため、ひいては平群町のため、与えられた業務に精励してまいりたいと思っております。

3年間、皆様、ありがとうございました。（拍手）

○議 長

長い間平群町のために御尽力をいただきまして、まことにありがとうございました。本当に御苦勞様でございました。

以上で本定例会に付議された事件については全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たりまして、御挨拶をお願いいたします。岩崎町長。

○町 長

3月議会閉会に当たりまして、御挨拶申し上げます。

3月2日より本日まで19日間の会期におきまして、平成30年度予算を初め、全ての上程案件につきまして慎重審議いただき、可決・同意を賜り、まことにありがとうございました。

（仮称）文化センター・図書館建設事業につきましては、さまざまな角度から御心配や御懸念も含めまして御議論いただいたところでございますが、事業着手につきましては御承認いただき、本町の中心市街地に水と緑と文化の町・へぐりにふさわしい拠点施設としての整備事業がスタートを切ることができまし

た。

すなわち、過日の駅周辺の整備事業特別委員会や全員協議会で御説明申し上げましたとおり、駅周事業の完了に向けた清算金や、文化センター・図書館建設における用地費の差額負担など、新たな財政出動が発生したことを踏まえ、文化センター・図書館建設の是非につきましては、さまざまな意見や考え方があることは、理解するところでございます。

しかし、厳しい財政状況ではございますが、耐震化できていない老朽施設を新たな適正規模の施設として集約化し、高齢者から子どもまで、幅広い世代の皆様安心して御利用いただける施設として、新たに平群の中心市街地、平群駅前に立地することは、多くの町民の皆様の年代の悲願であると思うところでございます。財政が厳しいからという理由で、文化センター・図書館建設事業を遅らせたり、中止したりすることは、町民の皆様から夢や希望、活力を奪うことにもなりかねず、これからの町財政にとりましても、よい方向を指し示す要因とはならないと判断しているところでございます。

この大きな困難の山を乗り越えてこそ、平群の明るい未来が展望できると確信するところでございます。

いずれにいたしましても、このことにつきましては、行政としての説明責任を果たすべく、来る5月19日土曜日に、文化センター・図書館建設と財政状況に特化した住民説明会を開催し、広く町民の皆様に御理解をいただき、今後の行政執行に御協力を求めてまいる所存でございます。

今年度も残すところがわずかになりましたが、年度末までに29年度の仕事の区切りをつけて、来るべき30年度からは気持ちも新たに、それぞれの行政事務の執行に十分意を払い、文化センター・図書館の建設と、駅周辺整備事業の完成と併せて、財政の健全化などの懸案事項の解決に全力で立ち向かい、しっかりと行政を前に進めてまいる所存でございますので、議員各位におかれましては、これまで以上に御理解と御協力を賜りますことを改めてお願い申し上げます。閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

これをもって平成30年平群町議会第1回定例会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 5時06分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

奈良県生駒郡平群町議会

議 長

副 議 長

署名議員

〃